

平成22年（2010年）紀北町第3回臨時会会議録

第 1 号

平成22年10月28日（木曜日）

招集年月日 平成22年10月28日（木）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成22年10月28日（木）

応招議員

|     |       |     |      |
|-----|-------|-----|------|
| 1 番 | 東 篤布  | 2 番 | 中村健之 |
| 3 番 | 近澤チヅル | 4 番 | 家崎仁行 |
| 5 番 | 川端龍雄  | 6 番 | 北村博司 |
| 7 番 | 玉津 充  | 9 番 | 平野倅規 |
| 10番 | 岩見雅夫  | 12番 | 平野隆久 |
| 13番 | 島本昌幸  | 14番 | 中本 衛 |
| 15番 | 中津畑正量 | 16番 | 東 澄代 |
| 17番 | 松永征也  | 18番 | 垣内唯好 |
| 19番 | 奥村武生  | 20番 | 東 清剛 |
| 21番 | 谷 節夫  | 22番 | 世古勝彦 |

（うち早退議員）

18番 垣内唯好

不応招議員

な し

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

|           |      |         |      |
|-----------|------|---------|------|
| 町 長       | 尾上壽一 | 副 町 長   | 山岡哲也 |
| 会 計 管 理 者 | 長野季樹 | 総 務 課 長 | 中場 幹 |
| 財 政 課 長   | 堀 秀俊 | 危機管理課長  | 五味 啓 |
| 企 画 課 長   | 川合誠一 | 税 務 課 長 | 家崎英寿 |
| 住民課長補佐    | 尾上公敏 | 福祉保健課長  | 谷 吉希 |
| 環境管理課長    | 倉崎全生 | 産業振興課長  | 中村高則 |
| 建 設 課 長   | 山本善久 | 水 道 課 長 | 奥川 英 |
| 紀伊長島総合支所長 | 橋本樹徳 | 教 育 長   | 安部正美 |
| 学校教育課長    | 世古雅則 | 生涯学習課長  | 村島成幸 |
| 総務課長補佐    | 工門利弘 |         |      |

職務の為出席者

|         |      |     |      |
|---------|------|-----|------|
| 事 務 局 長 | 中野直文 | 書 記 | 脇 俊明 |
| 書 記     | 上野隆志 |     |      |

議事日程 (第1号)

- |     |                                     |
|-----|-------------------------------------|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名                          |
| 第 2 | 会期の決定                               |
| 第 3 | 諸般の報告                               |
| 第 4 | 議案第55号 紀北町立相賀小学校改築工事請負変更契約の締結について   |
| 第 5 | 議案第56号 紀北町立西小学校耐震補強工事請負変更契約の締結について  |
| 第 6 | 議案第57号 紀北町立船津小学校耐震補強工事請負変更契約の締結について |
| 第 7 | 議案第58号 平成22年度紀北町一般会計補正予算 (第3号)      |

会議録署名議員

|     |        |     |      |
|-----|--------|-----|------|
| 15番 | 中津畑 正量 | 16番 | 東 澄代 |
|-----|--------|-----|------|

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

---

**北村博司議長**

皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は20名であり、定足数に達しております。

ただいまから平成22年第3回紀北町議会臨時会を開会いたします。

議事日程につきましては、お手元に配付したとおりであります。

それでは、議事日程を議会事務局長に朗読させます。

中野議会事務局長。

**中野直文議会事務局長**

平成22年第3回紀北町議会臨時会議事日程（第1号）

平成22年10月28日木曜日 9時30分開議

- |    |                                     |
|----|-------------------------------------|
| 第1 | 会議録署名議員の指名                          |
| 第2 | 会期の決定                               |
| 第3 | 諸般の報告                               |
| 第4 | 議案第55号 紀北町立相賀小学校改築工事請負変更契約の締結について   |
| 第5 | 議案第56号 紀北町立西小学校耐震補強工事請負変更契約の締結について  |
| 第6 | 議案第57号 紀北町立船津小学校耐震補強工事請負変更契約の締結について |
| 第7 | 議案第58号 平成22年度紀北町一般会計補正予算（第3号）       |

以上でございます。

**北村博司議長**

これより、本日の会議を開きます。

---

**日程第1**

**北村博司議長**

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員に

15番 中津畑 正量君

16番 東 澄代君

のご兩名を指名いたします。

---

## 日程第2

### 北村博司議長

次に、日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

### 北村博司議長

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

---

## 日程第3

### 北村博司議長

次に、日程第3 諸般の報告を行います。

去る10月25日に議会運営委員会が開催され、本臨時会にかかる運営等について協議が行われました。その確認事項等についてご報告申し上げます。

まず、付議事件についてであります。本臨時会の招集にあたり付議された事件は、工事請負契約変更の議案が3件と、一般会計補正予算の計4件であります。

次に、地方自治法第235条第1項の規定による例月出納検査について、平成22年度普通会計の8月分と、平成22年度水道事業会計の8月分につきまして、同条第3項の規定により、監査委員から報告をいただいております。報告書は議会図書室に保管してありますのでご覧いただきたいと思っております。

次に、一部事務組合議会についてであります。人事院勧告に伴う職員の給与並びに期末勤勉手当の支給率の改正につきましては、基準日であります12月1日以前に議会の議決が必要となることから、11月22日、月曜日、午前10時から紀北広域連合議会の開催、同日、午後1時30分から三重紀北消防組合議会の開催の予定であります。なお、本町におきましても同様に条例改正の必要がありますが、12月1日に初議会が開催される予定となっていることから、現在のところは、その初議会において上程する考えであるということでございます。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件等の説明のため、あらかじめ出席を求めましたところ、町長はじめ、その他関係課長等の出席がありましたのでご報告申し上げます。

次に、戦没者追悼式であります。当日は大雨洪水警報が発令されたことにより、中止となりました。その後、関係者等と協議を行った結果、今年度は中止と決定いたしましたということで、ご報告を申し上げます。

次に、議員に支給する期末手当でございますが、先ほども報告させていただいたように、今年度も職員に対する人事院勧告が行われることが予想されます。昨年度は、人事院勧告が5月1日に決定されたことにより、議員自ら職員等と同様に期末手当の支給率の改正を行い、行財政改革に向け積極的な姿勢を示したものであります。今年度はまだ政府において決定がされていない状況であり、今後の日程等を考えると、11月30日の基準日までに全員協議会等で協議を行い、条例改正のための臨時会を招集することにつきましては大変難しいと判断するところであります。議会運営委員会で協議のうえ、今年度は現行の支給率のままとし、新たな議員でもって協議を行うということで確認をいただきましたので、ご報告申し上げます。

次に、地方議会議員年金制度についてであります。議員の掛金率は16%と極めて高率で、議員負担金はすでに自助努力の限界に達していることから、議員年金制度の見直しにつきまして、いろいろ協議検討が行われているところであります。議会運営委員会において、新たに就任された議員でもって調査・協議を行い、紀北町議会としての意思決定を行うことで確認がなされましたところであります。政府は10月25日、制度を維持した場合は将来にわたる公費負担が膨れ上がることから、国民の理解が得られないと判断し、地方議会議員年金制度を廃止する方針を固め、来年の通常国会に廃止法案を提出することが新聞に報道されました。今のところ詳細な内容はつかめていませんが、議長会事務局と連携を密に行い、早急に情報収集を行い、全員協議会等の場で検討してまいりたいと思っております。

以上で諸般の報告を終わります。

それでは、議案の審議に入ります。

お諮りします。各議案の審議にあたりましては、会期を1日として決定したことにより、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、本会議において審議することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

## 北村博司議長

異議なしと認めます。

したがって、各議案の審議にあたりましては、委員会への付託を省略し、本会議で審議する

ことに決定いたします。

---

#### 日程第4～日程第7

##### 北村博司議長

お諮りします。

日程第4 議案第55号から、日程第7 議案第58号の4件につきましては、提案者から提案理由の説明並びに内容説明を求めるため、一括して説明を求めることにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

##### 北村博司議長

異議なしと認めます。

したがって、議案4件につきましては、一括して提案理由並びに内容説明を求めることに決定いたしました。

それでは、最初に提案者から、一括して提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

##### 尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。本日は、平成22年第3回議会臨時会の開催要請をさせていただきましたところ、全員のご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

それでは、早速ですが、本議会臨時会に上程いたしました議案につきまして提案理由をご説明申し上げます。

議案第55号 紀北町立相賀小学校改築工事請負変更契約の締結について

本工事につきましては、平成21年6月議会定例会におきましてご可決いただき、契約を締結したところでありますが、このたび、昇降機の安全基準が改正されたことと、既存校舎改修工事におきまして、壁面が当初の想定以上に老朽化していることが確認されたことにより、設計変更の必要が生じたので、変更前の契約額8億850万円に785万7,150円を増額して、8億1,635万7,150円として請負変更契約を締結するにあたり、北村・石吉特定建設工事共同企業体 代表者 三重県松阪市中央町306番地の1 株式会社 北村組 取締役社長 北村俊治と変更契約を締結いたしたく、「紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第56号 紀北町立西小学校耐震補強工事請負変更契約の締結について

本工事につきましては、平成22年7月20日に開催されました議会臨時会におきましてご可決いただき、契約を締結したところでありますが、収納棚等の雑工事及び既設電気設備機器の老朽化が確認されたことにより、設計変更の必要が生じたので、変更前の契約額5,250万円に64万2,600円増額して5,314万2,600円として、請負変更契約を締結するにあたり、紀伊長島区島原1009番地 株式会社 平野組 代表取締役 平野金人と変更契約を締結いたしたく、「紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

#### 議案第57号 紀北町立船津小学校耐震補強工事請負変更契約の締結について

本工事につきましても、議案第56号と同様に、平成22年7月20日に開会されました議会臨時会においてご可決いただき、契約を締結したところでありますが、内外装材の解体撤去工事を進めたところ、当初、想定していた以上に既設構造材、内外装材等の腐朽が確認されたことにより設計変更の必要が生じたので、変更前の契約額5,247万9,000円に269万6,400円増額して、5,517万5,400円として、請負変更契約を締結するにあたり、海山区上里45番地2 株式会社 岡本組 代表取締役 岡本一彦と変更契約を締結いたしたく、「紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

#### 議案第58号 平成22年度紀北町一般会計補正予算（第3号）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,720万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ96億3,408万1,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

歳出予算の内訳としては、教育費では、紀北中学校の校舎解体に係る費用7,616万5,000円の増、災害復旧費では、10月9日の大雨により被災した町道大台1号線の復旧事業627万円の増、また、この2つの事業の財源として、総務費の財政調整基金積立金523万5,000円を減額するとともに、歳入歳出予算におきまして、町債で中学校施設改築事業債7,100万円、町道道路災害復旧事業債620万円の合計7,720万円を増額しようとするものであります。

以上、4件の議案につきまして、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当に説明いたさせますので、何とぞ慎重審議のうえご可決賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

#### 北村博司議長

続いて、各議案について、内容説明を求めます。まず、議案第55号から第57号までの3件につ

いての内容説明を求めます。

世古学校教育課長

#### 世古雅則学校教育課長

おはようございます。それでは、議案第55号 紀北町立相賀小学校改築工事請負変更契約の締結について、内容説明をさせていただきます。まず、1ページをご覧ください。

議案第55号 紀北町立相賀小学校改築工事請負変更契約の締結について

次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、議会の議決を求める。

#### 記

- 1 契約の目的 紀北町立相賀小学校改築工事
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約の金額 変更前 8億850万円  
変更後 8億1,635万7,150円
- 4 契約の相手方 北村・石吉特定建設工事共同企業体

代表者

三重県松阪市中央町306番地の1

株式会社 北村組

取締役社長 北村俊治

平成22年10月28日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由でございますが、新校舎棟改築工事において、昇降機については設計時の安全基準で計画していたが、その後、安全基準が改正されたため設計変更が生じ、また、既存校舎改修工事において、当初既設壁面の補修で対応を予定していたが、予想以上の壁面の老朽化が確認され設計変更が生じたため、設計変更による請負変更契約の締結にあたり、「紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定に基づき、議会の議決が必要であるためでございます。

この相賀小学校改築工事につきましては、学校施設耐震整備計画に基づき実施しているものであり、予算につきましては、平成21年3月定例会におきまして、平成21年度紀北町一般会計予算で債務負担行為の議決をいただいております。また、平成21年6月議会定例会で、工事請負契約締結の可決をいただき、現在、施工しているもので、進捗率は約95%で、平成23年1月31日が



完成期限でございます。施工時におきまして、主に外溝、解体工事等で設計変更の必要が生じましたので、請負金額を変更するにあたり、議会の承認を求めるものでございます。それでは、資料1から資料5につきまして、説明させていただきます。

3ページの資料1をご覧ください。紀北町立相賀小学校改築工事の工事費につきまして、説明させていただきます。工事請負金額につきましては、変更前の8億850万円に785万7,150円を増額いたしまして、変更後8億1,635万7,150円とするもので、それぞれ工事価格に消費税相当額を加算したものでございます。次に、工事概要でございますが、新築工事、大規模改修工事の構造、面積等につきましては、それぞれ変更がございませんので、よろしくお願いいたします。

それでは、4ページの資料2をお願いいたします。変更の工事概要でございますが、建築工事の新校舎棟改築工事では、昇降機エレベーターの安全基準への対応ということで、設計当初は旧規格の昇降機で積算を行いましたが、基準が改正されたため、新規格の昇降機に変更したものでございます。次に、既存校舎棟改修工事につきましては、既設壁面の状況によりボード仕上げを408.6㎡追加したものでございます。これにつきましては、内部の壁面を既設の面を補修して塗装仕上げとする予定でありましたが、壁面の状況が老朽化が進んでおり、下地材として、石膏ボードの仕上げを追加し、塗装仕上げとしたものでございます。設備棟改築工事につきましては、外部鉄骨階段の追加でございますが、これは当初設備棟管理にあたりプールから進入を予定しておりましたが、プールを利用しやすくし、また、更衣室の改修を行ったことにより、当初の場所から既設校舎側に移動したため、外部鉄骨階段が必要になったための追加でございます。デッキテラス棟改築工事につきましては、化粧天井の追加でございますが、これはデッキテラスと新校舎、屋内運動場との接続部に美観上、化粧天井を追加するものでございます。屋内運動場等改築工事につきましては、バスケットゴールの手動から電動への変更でございます。これにつきましては、手動の場合、ハンドル等で大きなバスケットゴールを天井部分まで引き上げるものでございますが、相当時間、労力を要するものでありまして、電動としたものでございます。

次に、外溝工事でございますが、東側駐車場舗装面積を628㎡から1,031㎡に403㎡の増に変更するものでございます。これにつきましては、当初駐車スペースとして予定しておりました部分が学校関係者との協議により、学級菜園として利用することになりましたので、東側駐車スペースのアスファルト舗装面積を増加するものでございます。

次に、解体撤去工事でございますが、廃棄物数量の変更によるものでございます。建物躯体

処分のコンクリート等につきましては、1,845㎡から1,501㎡に、344㎡の減に。その他仕上材等につきましては、408㎡から761㎡に353㎡の増でございます。電気設備工事につきましては、公共投資の臨時交付金を活用いたしまして、当初予定していなかった環境教育を推進するため、太陽光発電設備を導入いたしましたので、受電設備の改修、配管等が追加必要となったためでございます。

続きまして、5ページ、資料3をお願いいたします。この資料につきましては、相賀小学校の配置図でございます。また改めまして、説明申し上げますが、グラウンドを取り囲むように、図面右側部分、南側に該当する部分なんですけども、今回の工事で改築いたしました校舎棟2棟がございます。また、その上、東側にあたるところに、既設の校舎棟の第2校舎がございます。また、その北側、グラウンド側の東側にあたるところに屋内運動場がございます。

それでは、続きまして、6ページの資料4をお願いいたします。この資料につきましては、1階平面図でございますが、資料2で説明させていただきました変更箇所を図面に示させていただきました。新校舎等改築工事の昇降機の安全規格への対応につきましては、図面の右側、中央部の緑色で着色した部分でございます。図面右上の大きくオレンジ色で着色した部分につきましては、既存校舎棟改修工事の既設壁面の状況によりボード仕上げを追加した部分でございます。既設棟改築工事の外部鉄骨階段の追加につきましては、図面の右側の上部のほうに小さく青色で着色してある部分でございます。その右側に赤色で四角く着色してある部分が屋外キュービクルでございます。図面左側の茶色の斜線で表示の部分でございますが、これは屋内運動場棟の改築工事のバスケットゴールの電動化の部分でございます。これにつきましては、ステージの正面にバスケットゴールを配置することとなりますので、ゴール本体を天井部分まで引き上げるものでございます。また、反対側のゴールにつきましては、サブアリーナ部分となりますので、天井まで引き上げる必要がないことから、手動となっております。次に、図面右上の紫で囲んである部分がアスファルト舗装工事で追加となった部分でございます。

それでは、続きまして、7ページの資料5をお願いいたします。

#### 北村博司議長

課長、さっきの説明は間違っていないですか。菜園を移したのに、なんで駐車場の舗装が。学級菜園を増やしたので、駐車場の舗装面積が増えたって、逆でしょう、説明が。

#### 世古雅則学校教育課長

失礼いたしました。この資料につきましては、2階の平面図でございますが、これにつしまし

ても、資料2で説明させていただきました変更箇所を図面に示させていただきました。図面中央部分の青色で着色した部分でございますが、これにつきましては、デッキテラス棟改築工事のまず、右側の青色部分は屋内運動場とデッキテラスの接続部分でございます。右側につきましては、新校舎とデッキテラスへの接続部分であり、それぞれ化粧天井の追加箇所でございます。この部分は1階通路の天井の部分にあたります。この2箇所に約30 c mのスペースを格子状の化粧天井を設置したものでございます。また、図面右側のオレンジ色で着色した部分につきましては、1階部分同様、既存校舎棟改修工事の既設壁面の状況により、ボード仕上げを追加した部分でございます。

以上で、議案第55号の内容説明を終わらせていただきます。何とぞ、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 世古雅則学校教育課長

それでは、続きまして、議案第56号 紀北町立西小学校耐震補強工事請負変更契約の締結について内容を説明いたします。議案書の8ページをお願いいたします。

議案第56号 紀北町立西小学校耐震補強工事請負変更契約の締結について

次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、議会の議決を求めます。

#### 記

- 1 契約の目的 紀北町立西小学校耐震補強工事
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約の金額 変更前 5,250万円  
変更後 5,314万2,600円
- 4 契約の相手方 紀北町紀伊長島区島原1009番地  
株式会社 平野組  
代表取締役 平野金人

平成22年10月28日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由でございますが、耐震補強工事において、収納棚等の雑工事、及び工事中に既設電気設備機器の老朽化が確認されたことにより設計変更が生じたため、設計変更による請負変更契約の締結にあたり、「紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定に基づき、議会の議決が必要であるためでございます。

この西小学校の耐震補強工事につきましては、紀北町学校施設耐震整備計画に基づき実施したものであります。平成22年7月20日の臨時議会におきまして、工事請負契約の可決をいただきまして、現在施工しているもので、工事の進捗率は約95%で、平成22年12月20日が完成期日となっております。施工時におきまして、建築工事などで設計変更の必要が生じたので、請負金額の変更をするにあたり、議会の承認を求めるものであります。

続きまして、資料1から資料5につきまして説明させていただきます。

9ページの資料1をご覧ください。紀北町立西小学校耐震補強工事の工事費について説明させていただきます。工事請負金額につきましては、変更前の5,250万円に64万2,600円を増額いたしまして、変更後、5,314万2,600円とするもので、それぞれ工事価格に消費税相当額を加算したものでございます。その下に今回の工事の全体の工事概要を示してございますが、普通教室棟耐震補強工事の補強箇所、補強方法等につきましては変更ございませんので、よろしく願いいたします。

次に、10ページの資料2をご覧ください。この資料につきましては、工事を進めるうえで、工事の内容等について変更が生じた概要を示しております。大きな内容といたしまして、建築工事の中の雑工事、その中の収納棚撤去及び復旧について変更が生じております。また、電気設備工事の中で、分電盤の改修を3面追加してございます。大きな変更の概要につきましては以上でございますが、次の図面で詳細につきまして、ご説明させていただきます。

それでは、11ページの資料3をご覧ください。この図面は西小学校の配置図でございます。今回の耐震補強工事を行った普通教室棟を赤色で着色してございます。

それでは次に、12ページの資料4をご覧ください。この図面につきましては、1階の平面図でございます。資料2で説明させていただきました変更工事概要を図面右側に表示させていただいております。まず、建築工事の雑工事の中の収納棚でございますが、図面中ほどの赤色で着色した部分でございます。これにつきましては、当初、職員室内の収納棚2箇所を仮撤去し、2箇所復旧の予定をしておりました。しかしながら、先ほどご説明申し上げましたとおり、図面上の廊下側の収納棚につきましては、一時撤去のうえ復旧ができましたが、図面下側のグラウンド側の収納棚につきましては、一時撤去することができませんでしたので、やむを得ず解体、新設せざるを得なくなったものでございます。また、校舎図面の左側と右側に小さく緑色で着色してある部分につきましては、分電盤の改修を行った2面でございます。分電盤の改修につきましては、全部で3面ございますが、そのうち2面は1階に配置されております。残りの1面は3階

でございます。この分電盤の改修につきましては、今回の改修工事におきまして、電気設備機器の老朽化が確認され、このままの状態で使用すると火災事故等の恐れもありますことから、工事に追加したものでございます。

次に、13ページの資料5をご覧ください。この図面につきましては、3階の平面図でございます。2階部分につきましては、変更がございませんでしたので、省略させていただいております。この図面につきましても、資料2で説明させていただきました変更工事概要を図面右側に少し小さいのですが、表示させていただいております。校舎図面の左端に緑色で着色してある部分につきましては、1階部分同様、分電盤の改修を行った1面でございます。

以上で議案第56号の内容説明を終わらせていただきます。何とぞ、よろしくご審議のほどお願いいたします。

#### 世古雅則学校教育課長

それでは、引き続きまして、議案第57号 紀北町立船津小学校耐震補強工事請負変更契約の締結について、内容説明をさせていただきます。議案書の14ページをお願いいたします。

議案第57号 紀北町立船津小学校耐震補強工事請負変更契約の締結について

次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、議会の議決を求めます。

#### 記

- 1 契約の目的 紀北町立船津小学校耐震補強工事
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約の金額 変更前 5,247万9,000円  
変更後 5,517万5,400円
- 4 契約の相手方 紀北町海山区上里45番地2  
株式会社 岡本組  
代表取締役 岡本一彦

平成22年10月28日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由でございますが、耐震補強工事において、内外装材の解体撤去工事を進めたところ、当初想定していた以上に既設構造材、内外装材等の腐朽が確認され設計変更が生じたため、設計変更による請負変更契約の締結にあたり、「紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定に基づき、議会の議決が必要であるためでございます。

この船津小学校耐震補強工事につきましても、紀北町学校施設耐震整備計画に基づき実施しているものでございます。平成22年7月20日の臨時議会で工事請負契約締結の可決をいただき現在、施工しているもので、工事の進捗率につきましては約85%で、平成22年11月30日が完成期限でございます。施工時におきまして、仕上げ復旧工事などで設計変更の必要が生じたので、請負金額を変更することにあたり議会の承認を求めるものでございます。

続きまして、15ページの資料1をご覧ください。紀北町立船津小学校耐震補強工事の工事費につきまして説明させていただきます。工事請負金額につきましては、変更前の5,247万9,000円に269万6,400円を増額いたしまして、変更後、5,517万5,400円とするもので、それぞれ工事価格に消費税相当額を加算したものでございます。次に、工事概要でございますが、耐震補強の管理校舎耐震工事と第2校舎耐震補強工事につきましては、変更前と変更後の補強工事面積及び公示方法等に変更はございませんので、よろしく願いいたします。

次に、16ページの資料2をご覧ください。この資料につきましては、工事を進めるうえで、工事の内容等について変更が生じた概要を示しております。主な内容といたしましては、管理校舎耐震補強工事の建築工事、屋根・樋工事で、和瓦葺の新購入瓦、再利用瓦の数量に変更が生じております。当初では、新購入瓦461㎡、再利用瓦200㎡としておりましたが、新購入瓦532㎡、再利用瓦158㎡となったものであります。次に、耐震補強工事木工事の木軸部分につきましては、大引き21箇所、根太20箇所、束109箇所を追加しております。また、仕上げ復旧工事で間仕切り壁62.7㎡と建具工事でアルミ建具8箇所等を追加しております。次に、第2校舎耐震補強工事の耐震補強木軸部分につきましても、管理教室棟と同様に、大引き14箇所、根太40箇所、束38箇所を追加しております。大きな変更の概要につきましては、以上でございますが、次の図面で詳細につきまして、ご説明させていただきます。

続きまして、17ページの資料3をご覧ください。この図面は船津小学校の配置図でございます。今回の耐震補強工事を行った管理教室棟と教室棟を赤色で着色させていただいております。

次に、18ページの資料4をご覧ください。この図面につきましては、1階の平面図でございます。資料2で説明させていただきました変更概要を図面右側に表示させていただいております。まず、管理校舎耐震補強工事の赤色で大きく囲んでありますのは、屋根・樋工事の中の新購入瓦と再利用瓦の数量の変更部分でございます。再利用瓦につきましては、平成20年度に解体工事を行いましたお魚らんどで使用していた瓦でございますが、使用に耐えられるものを保管していたものでございます。当初、200㎡につきまして、この瓦の使用を予定しておりましたが、

使用可能な瓦が少なかったため、その不足分を新購入瓦としたものです。結果的に、管理教室棟の屋根瓦につきましては、グラウンド側のすべてと印刷室付近から図面に向かって右側の約3分の2の瓦が新購入瓦となったものでございます。次に、耐震補強工事の木軸部分でございます。この工事につきましては、緑の斜線で示しております。管理教室棟の解体後、床下の確認を行ったところ、大引き、根太、束に腐朽が見られ、新材に取り替えるものでございます。概ね全体の約4分の1を取り替えるものでございます。次に、仕上げ復旧工事の間仕切り壁62.7㎡でございます。これにつきましては、図面の中ほど及び左側に茶色で着色してあります2箇所を追加するものでございます。左の間仕切りにつきましては、学校関係者からの要望もあり、普通教室を間仕切りいたしまして、更衣室と教室に利用するために間仕切りをいたしました。中ほどの間仕切りにつきましても、現在、放送室を印刷室の片隅を利用して行っているため、教室を間仕切りし、放送室として利用するものでございます。次に、建具工事のアルミ建具につきましては、図面左側の青色で着色してある職員室と校長室の、少し見づらいんですけども、グラウンド側の窓を二重窓にするものでございます。これにつきましては、職員室、校長室はグラウンドからの風が強く、砂ホコリがえらいために、サッシを二重に設置するものでございます。次に、第2校舎耐震補強工事の耐震補強木工事の木軸部分でございます。この工事につきましては、緑の斜線で示しております管理教室棟の解体後、床下地の確認を行ったところ、大引き、根太、束に腐朽が見られ、新材に取り替えるものでございます。概ね全体の約4分の1を取り替えるものでございます。

以上で、議案第57号の内容説明を終わらせていただきます。何とぞご審議のほどよろしくお願いたします。以上でございます。

#### **北村博司議長**

次に、議案第58号についての内容説明を求めます。

堀財政課長。

#### **堀 秀俊財政課長**

おはようございます。それでは、議案第58号 平成22年度紀北町一般会計補正予算（第3号）の内容につきまして説明をさせていただきます。予算書1ページをご覧ください。

平成22年度 紀北町一般会計補正予算（第3号）

平成22年度紀北町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,720万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96億3,408万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成22年10月28日 提出

紀北町長 尾上壽一

4ページをご覧ください。第2表 地方債補正の追加であります。町道道路災害復旧事業限度額620万円を追加するものであります。

5ページをご覧ください。地方債補正、変更であります。合併特例事業、限度額8億6,030万円を9億3,130万円に増額するものであります。

続きまして、予算に関する説明書に基づき説明をさせていただきたいと思っております。

歳入から説明させていただきます。8ページをご覧ください。8ページをご覧ください。

第20款町債、第1項町債、第8目教育債は、7,100万円を増額しまして、6億7,230万円とするものであります。中学校施設改築事業債として合併特例事業債を増額し、紀北中学校改築事業にあてるものであります。第9目災害復旧事業債は、新たに620万円を増額するものであります。公共土木施設災害復旧事業債の増額で、町道道路災害復旧事業にあてるものであります。以上で歳入予算の説明を終わらせていただきます。

次に、歳出予算を説明させていただきます。9ページをご覧ください。

第2款総務費、第1項総務管理費、第5目財産管理費は、523万5,000円を減額し、4億7,609万4,000円とするものであります。今回の補正予算において必要となります一般財源を確保するため、基金管理事業費、財政調整基金の積立金予算を減額するものであります。10ページをご覧ください。

第9款教育費、第3項中学校費、第3目学校建設費は、7,616万5,000円を増額し、1億273万6,000円とするものであります。紀北中学校改築事業に伴います、同校解体工事に要する経費の増額であります。

11ページをご覧ください。第10款災害復旧費、第3項公共土木施設災害復旧費、第1目道路橋りょう災害復旧費は新たに627万円を増額するものであります。去る10月9日の大雨により被災



した町道大台1号線の道路災害復旧に要する経費の増額であります。

続きまして、12ページをご覧ください。これは地方債の残高の見込みに関する調書であります。次の13ページの合計欄のところをご覧ください。前年度末現在高は117億8,930万8,000円でありまして、当該年度中起債見込額が今回の補正後で19億980万円、当該年度中の元金償還見込額が12億7,293万5,000円であり、その結果、当該年度末現在高見込額は124億2,617万3,000円となる見込みであります。

以上で、平成22年度紀北町一般会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

#### 北村博司議長

以上で議案の提案理由並びに内容説明を終わります。

それでは、これから各議案に対する審議に入ります。

---

### 日程第4

#### 北村博司議長

日程第4 議案第55号 紀北町立相賀小学校改築工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。質疑を許します。

川端龍雄君。

#### 5番 川端龍雄議員

2、3、お尋ねします。設計変更を生じるような事態になる安全基準というのですか、いつこれが改正されたのかということと、改正された時点において、昇降機の進捗状況をお尋ねします。

それと、資料2ですけど、たびたび、教育課には指摘していますけど、金額の資料がないんですよ。全然金額が入っていないので、一番初めの請負金額の変更前、変更後、これ資料1にも増減となっているけど、これは増額だと思いますけど、その資料がたびたび指摘するんですけど、いつまでたっても出してくれんのですよね。これは何か出せられん、あれがあるのか、その点も指摘しておきます。

それと、改修工事において、予想以上に老朽化が確認されたので、変更が生じたということですが、これ、直接は関係ありませんけれど、今後、引本小学校においても、現場を見せないという状況において、見積もりをしている状態で、このような金額が生じないのかと、

老朽化が確認されたというような、今後そのようなこと、これはかなり現場を見ていないと、そのようにこちらから危惧されますけど、そういうことは、まずないかということも少し、直接この案件とは関係ないんですけど、そういうことも危惧されるので、そのへんのこともご答弁願いたいと思います。

**北村博司議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

議員ご指摘のように、金額のこともおっしゃられているのは、以前も聞かせていただきました。現在、こういう形ですね、白倉林道とか、そういったものも出させていただいておりますので、それに準じてですね、今回のところは出させていただきましたので、また、議会のほうからですね、全体論として、そういうお話が、ご指示いただければ、また今後検討していきたいとも思うのですが。現時点では、これを出させていただいたということでご理解いただきたいと思います。

それと老朽化の問題ですが、こういった改修工事になりますと、いろいろな部分で想定外のことが起こることと思います。のちの船津小学校でもそうなんですけど、やっぱりあけてみて腐っていたというような部分がございますので、引本小学校等につきましてもですね、そういったことが出てくるのが予想されております。

昇降機につきましては、担当課からお話させていただきます。

**北村博司議長**

世古学校教育課長。

**世古雅則学校教育課長**

昇降機につきましては、先ほど、安全基準はいつ改正されたのかということがございますけれども、この基準につきましては、平成21年9月28日、建築基準法施行令の一部を改正する法令によりまして変わっております。その内容等につきましては、すべてのかご及び乗り場の、エレベーターなんですけども、戸が閉じる前にかごが昇降した場合とか、昇降した場合、自動で制御する安全装置を付けるというふうになってきております。それが義務付けられたということで変わっているということです。以上でございます。

**北村博司議長**

きちんと答弁してください。要するにどこまでこの工事が進んでいたんだということですよ。

進んでいるんだということですよ。

川端議員。

#### 5番 川端龍雄議員

これは3回以上にしますよ。今の安全基準が国からこういうふうなことが変更になったということに対して、どのような、昇降機がどこまで進捗していたかと、それによって変更金額が、全然していなかったら違いますでしょう。昇降機が、作業が順調に進んでいて、改正していたら、壊してまたせんなんでしょう。金額も違う。

そして、先ほどの町長の答弁も全然、前も今後はそのようなことには資料を出しますと言った。これでお許しくださいということは、前の町長の答弁が全く実行されていないということや。前も金額が出ていないから、資料に出してくださいと。細かいことは言いませんよ。資料2のところくらいでよろしいんですけどね、その金額をそれへ入れていただいたら、その細部までは要りませんが、何も頭で、こんだけの金額で認めてくださいって、前にも言いましたけど、これはちょっと理解しがたいと。そやで、これでは、これをお願いしますでは、それは町長、通りませんわ。同じ答弁でさね、前は直しますと、今後はそのようにしますと言ったんですから、やはり、そのようにしてほしいのですわ。

それと、引本小学校の件に関しても、そういう事態が生じますでは、これはとんでもないことですよ。そういうふうなことを、こちらは初めから認められませんから。金額においても。それはね、ちょっと、町長、安易な考えですわ。今後もそのようなことをするなら、少しでも金額が、当初予算と変更後も少しでも縮まるように、やはり、業者においてでも、現場を見るとか、いろんな方法があったはずですよ。そういうふうな答弁がやはりちょっと、もう少し、もう一回整理して、してください。

それと、先ほど、言い忘れましたけれど、アスファルトの外側でもね、先ほど、当初から学校関係者と協議の結果、こうなったというけど、当初から、そしたら学校関係者と協議なされてなかったのか。当初の設計と倍くらい舗装してますわね。当然、しなければならぬものなら、やはり、学校関係者と協議して、そのようにするのが当然であって、あとから学校関係者とやったから、また増やしたと、認めてくださいというのは、少し安易な考えと思いますが、そのへんのことも、もう少し町長ご答弁願います。

#### 北村博司議長

尾上町長。

## 尾上壽一町長

老朽化の場合ですね、大変難しい問題が出てきておると思います。私も現場、何度か船津も引本も行かせていただきました。そういうなかで、業者の方だけではなしに、町側としてもいろんなところをはぐってみないとわからない部分がほとんどだと思います。そういった部分である程度は見込んでいたのではあります、そういった部分で、はぐってみないとわからない部分があって、今回、このような皆さんにお示しさせていただいたような次第でございます。ですから、現実には叩いてみないと、はぐってみないといけない部分があるというのも事実でございます。また、以前にもそういった変更があったら、業者に負担をかけることなく、変更契約をさせていただきたいというお話も、前回、入札の時にもさせていただいております。ただ、本当に木の場合、特に、私もいろいろ見せていただきました。部分的に、ここ全体が悪いというんじゃないですけど、この1本が腐っていたり、そういった部分が多いので、ところどころに新しい木があててあるという状況でした。そこで、皆さんには大変申し訳ないとは思いますが、お認めいただきたいと思っております。

また、改築工事の金額が入っていないという、私、申し訳ないです。そのような答弁をしたということにつきまして、口頭です、変更の部分だけお話をさせていただいてよろしいでしょうか。

## 川端龍雄議員

また、資料をいただきたい。できたらあとからでも、議長。

## 北村博司議長

正式に資料の請求をしてください。皆さんのご意思で。文書で出せというんだったら、ご提案ください。正式に。

## 尾上壽一町長

ということで、老朽化の部分はそのようになっております。また、進捗につきましては、課長のほうで答弁していただくのですが、チェック機能とかの変更じゃなかったのかな。全体のつくりというより。

## 北村博司議長

基準が変わったのと、どこまで工事が進んでいて、途中で変更になったのかどうかという指摘なんですよ。そこを明確にしてください。

## 尾上壽一町長

課長に。

**北村博司議長**

世古学校教育課長。

**世古雅則学校教育課長**

工事の進捗状況につきましては、21年9月の何日現在で、どこまでということは、私では把握しておりませんでしたので、すみません。

**北村博司議長**

要するにあれでしょう。エレベーターの工事に手をつけていたのかどうかということを確認されているわけでしょう。全体の工事の進捗率を聞いているわけじゃないですよ。基準が変わった時点で、要するにエレベーターの工事がどこまでやっていたんだということです。明確にしてください。再答弁してください。

**世古雅則学校教育課長**

本当に失礼いたしました。本当に把握しておりませんので、申し訳なく思っております。以上でございます。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

**北村博司議長**

東 清剛議員。

**20番 東 清剛議員**

先ほどの件なんですけど、資料として、全く金額が入っていないわけですね。変更前と変更後。その資料は是非とも出していただかんと、質疑がどんどんそのようなことになってしまうと思うのでね。どうせ積算資料があるはずですから、出していただいたらどうですか。

**北村博司議長**

今の議事進行についてお答えします。町長、今出せるのですか。出せるのですね。それでは、工事別に金額の入ったものを資料として提出いたさせます。よろしいですか。東 清剛議員、よろしいですね。出させます。

川端議員。

**5番 川端龍雄議員**

先ほどね、町長ね、引本の件だと思うけど、今後もそのようなことが出るよって申し訳ないけどお認めくださいっていうのはね、あまりにもこれは安易な考えで、今後はやはりそういう

ことは、できるだけそういうことを、やはり、町当局のことが、いろんな業者において、中を見せないということにおいてさね、やはり、こういうようなこと。まして、今回は1業者でしたので、これは4つも5つもあって、この業者に引本の場合はそうなったのなら、私もそれは、そこは相応に大目に考えられますけど、1つの業者において、はぐつたら、これはまた直さんなん、これ直さんなん、これが大きな金額になったときに、いや、それをお認めください。申し訳ないですけどといっても、これはなかなか議会では、まだ次の問題ですけど、認められにくいということはここでは釘を刺しておきます。これは議題外やもんでさね。しかし、町長は安易な言葉で次も出る可能性もあるけど、お認めくださいということは、これはなかなか、そのご答弁には承服できません。

それと、課長、先ほど舗装の件もお尋ねしましたが、ご答弁ないけど、やはり、こういうような倍にもなるような概要というか、舗装でも、あとから教育関係者が言ってきたからするということのようなことじゃなしに、やはり、もっと綿密にして、金額をあとからあとから増やすんじゃないしに、少々予算からやはり見やんなんものは見るような綿密な設計もすること、今後ともこれは大切だと思うのです。往々にして、こういうことは建築業界ではありますしさね。

それと昇降機の、ここへ案件を出すのにさね、何も把握していないというのはね、課長、いかななものかな。やはり、基準が変わった時点で、全くしていないものなら、そう変更の金額は要らんとするんではね。そやけど、終わっとつたら、かなり壊したりなんかするから、金額が要るから、そのためにも金額の、ここに提示することも、前々からこれは言っているのですよ。町長はもう約束しているのですよ。これ。今回は勘弁してください。次からしますって、なんやったら会議録、あれしてもらってもよろしいですけど、やはり、町長が言ったことは、町長の言葉は重いんですからね、やはり、約束してください。ここへ出す限りは。何度も言っているのです。私だけでも三度くらい言っていますよ。そういうことをね、やはりもう一回、アスファルトの問題と、その問題は課長が全くわからないと言ったら、いいですけどさね、町長、この見積もり、設計する場合においてさね、申し訳ないけど認めてくれという、安易な考えじゃなしに、やはり、そういうふうなことの、できるだけ予算の範囲で、当初、変更が、これは特別な場合は仕方ないけど、初めからそういうような業者に対して、中の調査はいかにか、そういうようなことを命じておいて、後からどんどん出てくるようで、認めてくれということ、これはちょっと町長の考え方が間違っていると思います。その点、もう一度、町長のご答弁をいただいて、質問を終わります。

**北村博司議長**

川端議員、もしなんでしたらですね、今、休憩して、資料を提出させますので、答弁はそれまで待ちますか。

**5番 川端龍雄議員**

いえ、私はこれだけで。また後の人にも質問があると思いますから。

**北村博司議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

設計時には、本当に正確に現地を確認してですね、今後はですね、そういったものをしていきたいと思います。そういったことで、確認ができることで、予算としてですね、設計金額として入札を出せるような形にはしていきたいと思います。ただですね、どうしてもはぐってみなければわからない部分というのはあるのも事実ですので、そういった部分で、例えば、シロアリで見えない部分があるとか、腐りの部分ですね、はぐってみないとわからない部分が確かにあるのも事実です。そういった部分はですね、お認めいただきたいという話で、最初からいい加減に設計金額を出しまして、入札するというようなことは、今後も無いようにしていきたいと思います。ただ、このあと船津小学校も出てくるのですが、私も船津小学校も解体、改修のたび、何回も見に行かせていただきました。どうしても目視ではわからない部分が出てまいりますので、その部分については、ご理解をいただきたいという話でございます。どうかよろしくお願いいたします。

**北村博司議長**

ちょっと先に休憩して、資料を出させます。

ここで暫時休憩します。その間、すぐに工事別の数字、それと昇降機の、きちんと再答弁するように。

---

**北村博司議長**

暫時休憩します。

10分程度の予定ですが、資料が揃ったら直ちに再開いたします。

(午前 10時 33分)

---

---

**北村博司議長**

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 10時 50分)

---

**北村博司議長**

ただいまお手元に工事別の差額というか、変更額の資料が提出されました。これを含めて川端議員、特に1回発言を許します。

川端龍雄議員

**5番 川端龍雄議員**

先ほど、昇降機の問題ですけど、かかっていないというような感じでしたけど、これだと68万4,000円の変更が出ておりますし、やはり、去年の9月28日に改正が発表されたということでございますが、そこで副町長、やはり、得意の分野かわかりませんが、この9月28日に発表される前、やはり、一応何らかのあれで、内示というか、何月頃になったら改正されると、いきなりポンと発表するんじゃないしに、やはり、国の基準というか、国からの指示があると思うんですけどさね、やはり、何ヶ月くらい前に発表されるんか。もしも、それが3ヶ月も4ヶ月も前に発表されておれば、この68万円とか、担当課はそこをちゃんと把握しておれば、もっと変更額の幅が縮小されるやも考えられますので、そして、課長も発表までに把握していなかったのか。いきなり国から今日から改正ということは言われなと思います。やはり、3月とか半年とか前には国の基準とか、法令とか条例とか、それが改正された場合は前もってあるのが当然だと思いますので、そのへん、副町長と課長のご答弁を。いつ頃から大体発表するものか。課長はいつの時点で把握しておったのか。把握しておったら、その時点で、現場で指示をしたか、その点だけ最後で、ご答弁をお願いします。

**北村博司議長**

副町長。

**山岡哲也副町長**

今回の建築基準法の技術的な基準でございますけども、大変私、専門外でございますけれども、おそらく政令とか、省令というですね、相当細かな技術的な基準でございますので、おそらく官報に載ったのは、当然、この日、9月の日になるわけですがけれども、その前にですね、事前にその県とかですね、市町に相談があるケースもあるとは思うんですけども、こういった



かなり技術的な場合はケースによってかなり違いますもので、なかなか町の段階で把握できたのかというと、おそらくちょっと難しかったのかなという気はいたします。大きな法改正ですと、早くからですね、審議会の様子とかが連絡があったりするんですけども、この件については、かなり技術的なものですので、ただ、一方、多分、業者の方なんかにはですね、おそらく業界団体とかがありますので、かなり早くから察知されていることが多いかと思えますけれども、そういった件で。詳しくないので恐縮なんですけれども、ケースバイケースでございますので、なかなか3カ月前とかで把握するのは、こういった技術的な基準の場合は一般的には難しいケースが多いのかなというのが、私の単なる感想で、恐縮でございますけれども、私としては、そのように感じておるところでございます。

#### 北村博司議長

着工していたのかどうか、昇降機工事をね。世古学校教育課長。

#### 世古雅則学校教育課長

まず、先ほどの件でございますけれども、21年9月28日時点で工事を着工していたかどうかということでございますけど、その時点では、昇降機の工事にはかかっていなかったということでございます。また、進捗率は0%ということございました。

それでまた先ほどの建築基準法施行令の改正のあったのを把握しておったかということでございますけれども、この点につきましては、後ほど気づいたということで、この時点では、事前には把握してございませんでした。すみません。

#### 北村博司議長

ほかに。

岩見議員。

#### 10番 岩見雅夫議員

ちょっと関連するんですけども、少し今までの質疑の中でですね、具体的にわかりにくいのですが、今回のエレベーターのですね、安全基準の改正の問題ですけれども、資料2にですね、新基準仕様というのが出ております。積載量もですね、定員の問題も変更がないので、ただ、変わったのが旧の基準仕様から新しい基準仕様が変わったと。具体的にですね、ここに示されている新基準仕様というのはですね、どういう点で、概要だけでよろしいですけども、どういう点で工事変更の具体的内容はどういう形であったのか、そのことをもう少しわかりやすく説明をお願いしたいと思います。それが1点と。

もう1つはですね、完成期日の問題なんですけど、先ほどの説明ではですね、23年の1月31日ということでしたが、相賀小学校は、実は11月14日に運動会をするということになっております。個々の工事変更の箇所ではなしにですね、体育館の完成をみて、業者から引渡しがあれば全体の完成とみて、運動会をやるということになっておるんですが、今回の工事変更の点はですね、これらの運動会等の実施、あるいは全体の工事完成とですね、関係がないのかどうか、工事期日もですね、完成期日も変更になっていくのかどうか、この2点についてお伺いしたいと思います。

#### 北村博司議長

世古学校教育課長。

#### 世古雅則学校教育課長

先ほどのエレベーターの件でございますけれども、どのようにして変わったのかというところで、3つほどございますので、その部分を示させていただきます。まず、戸がエレベーターのドアが開いているときに、そのまま動いたり、昇降したりして、事故等がございます。そういうのを防止するためにということで、昇降保護措置の設置義務付けということで、すべてのかご、エレベーターなんですけど、及び乗り場の戸が閉まる前にかごが昇降した場合、自動で制止する、二重安全装置を付けなさいよということになってきております。それと、また2つ目といたしましては、地震時の完成運転装置の設置義務が位置づけられたということで、地震時の初期の微動ですね。P派の時の検知装置と地震時の完成運転及び地震時の予備電源装置を付けなさいよというふうにして、新しく変わってきておるというところがございます。また、安全にかかる技術基準の明確化ということも謳われております。一応、以上でございます。

2点目の完成期日、私のほうで先ほど、工期につきましては、来年、平成23年の1月31日というふうに説明させていただきました。変更契約ですね、今、しております金額の変更は今回でございますけれども、仮契約ではございますけれども、工期の変更につきましては、今のところしていないというところがございます。ただ、時期的に早まってくるのではないかなというところがございます。以上でございます。

#### 北村博司議長

岩見議員。

#### 10番 岩見雅夫議員

ちょっと回答がなかったのですが、学校側との連絡もあると思いますが、11月の当初

頃ですね、体育館が完成して、それをみて11月14日、小学校のほうとしては運動会を予定しているということであるが、その点については、変更はないのかどうか。学校側との連絡等はですね、影響ないのかという点について、ちょっと答弁がなかったので、再度回答をお願いしたいと思います。

**北村博司議長**

世古学校教育課長。

**世古雅則学校教育課長**

その点につきましては、また現場の監督員さん、うちの監督員さんとも相談させていただきまして、そのような形で工期につきましては、来年の1月30日までとっておりますけど、完成が早くなるのではないかなというふうに考えております。以上です。

**北村博司議長**

平野隆久君。

**12番 平野隆久議員**

3点ほどお伺いしたいと思うのですが、締結の議案ですよ。今回、議案が提出されて、予算増の分については、今後、予算があがってくるということで理解しているんですけども、先ほどからの話を聞いていますと、すでに工事が進んでいるようなことを言われているんですけども、これは本来でしたら、この工事の議案が締結されて、予算があがって、それから工事がされていることで理解していいのか。工事がそれ以前にされていていいのかどうか。今回、この議案が仮に否決されたとしたら、この増額の予算はどうなるのかということの説明をまずお願いしたいのと。

昇降機ですよ。いつ改正されたかということで、平成21年9月28日、9月の末ということで、これはその時点で、締結の変更をして、その後、変更した昇降機をつけるということが本来だと思うのですが、その点について2点目です。

あと、3点目ですけど、軽微な変更、先ほど、町長の答弁でも変更があったと。今後、特記事項についても、軽微な変更についてはということが追加されると思うんですけども、軽微な変更というのはどこまでのことを軽微な変更と、今後にもつながりますので、どこまでが軽微な変更ということで定義されておるか、その3点について、お伺いします。

**北村博司議長**

尾上町長。

### 尾上壽一町長

工事についてはですね、進められております。そういった中で、それらを精査した中をお認めいただきたいということでございます。

それと、軽微な変更という特記仕様の2ですね。その2につきましては、以前にも申し上げましたが、本当に軽微なところでということですので、今回は材料等、その他いろいろなところが変わりましたので、契約変更でありまして、軽微というのは本当にわずかなということでございます。

### 北村博司議長

ちょっとお待ちください。先ほどですね、配付いたさせました資料は、実は議案と合いませんので、数値が。全部足すとマイナスになっている部分がございます。その他の工事で減額されていて、議案の変更額になります。それで正しいというか、減額部分を記載した資料を再配付いたさせます。回収しますか。いいですか、そのまま。それじゃあ、それを処分します。今、新しく配付させます。

(訂正資料の配付)

### 北村博司議長

それをご覧になったうえで、平野議員、再質問されるのだったらしてください。

平野議員。

### 12番 平野隆久議員

答弁もれです。わかった時点で契約変更がということ。

### 北村博司議長

尾上町長。

### 尾上壽一町長

それぞれ協議しましてですね、変更について、やらさせていただいたということになりますね。業者と協議しまして。その時点で契約変更を一つずつで出さなんだかということですか。今回の場合、総括させていただいてですね、本来出させていただいております。そういうことで、難しい問題ではありますが、これ一つずつして、また次、議決いただくというものじゃないに、やっぱりそういう形でさせていただいているのが、今までも現実ではないかと思っております。

### 北村博司議長

平野隆久君。

## 12番 平野隆久議員

まず、1点目の工事が進んでから、こういう締結ですよ。これで認めてもらいたいということで、町長答弁されたんですけども、本来、認めるか認めないかは議会の議決ですもんで、仮に認められなかったらどうするんだということを、お伺いしたので、認めてもらいたいじゃなくて、基本的に、もしこれで否決ですよ、となった場合、どうなるんですか、ということなんです。

あと、軽微な変更、軽微な変更は簡単な軽微ですと言いますが、僕らは今後審議するにおいて、軽微な変更は、じゃあ、どこまで軽微な変更として認めるのかということもありますんで、やはり、軽微な変更というのは、ここまですよという定義があつてしかるべきだと思うんですけども、今、町長の答弁では、軽微な変更とは軽いものだ、軽微なものだということだけで答弁されたんですけども、その定義はないのかどうか。今後、こういうふうに加えて、これは軽微ですよといわれて、じゃあ、それであら軽微なんですかと、それで認めていくのかどうか。だから、こちら側としても、軽微な変更というのは、どういうふうな定義なんかということをやっぱり把握しておくべきだと思いますので、最後、答弁求めたいと思います。

あと、昇降機が変更になった時点で契約変更は、なぜできなかったのかということに対しての町長の答弁は、これだけでは、また最終的に、総括してって、今、返事されたんですけども、そうすると必ず後で変更が必ず出てくることを想定されて、最後にいろんなものが出てきたら、最後にじゃあ、変更しますよということを今言われたのと一緒だと思うのですわ。本来でしたら、変更というのは、出ないように最初に締結するのが本来でありまして、今回、特別に昇降機が出ましたよ、だから、これだけですよということで、その時点で本来でしたら、契約変更があつて然るべきだと思うんですけど、町長の答弁では、あとで出てくる分も含めて総括して変更手続きしますよと、じゃあ、あとでもっと出てくるんじゃないかということ想定していたのかどうか。ちょっと町長の答弁、変更が出てきて当たり前だというような答弁に聞こえたんですけども、再度、その点について答弁をお願いします。

## 北村博司議長

尾上町長。

## 尾上壽一町長

ご説明の仕方が悪かったように思います。申し訳ないです。やはり、当初にですね、きちっ

とした設計をして、業者の方とも話し合っただけでまたいろいろな現場等でですね、きちっとした数字を出すのが正当な予算だと思います。しかし、そういう中でですね、いろいろと変更部分はやむを得ず出てきたのでお願いしたいということでございます。

それとですね、軽微な変更につきましては、特記仕様2を変えさせていただきまして、業者の皆さんともお話ししながらですね、これが軽微なのかどうなのかということを決めていきたいということで、特記仕様2を決めさせていただきました。ただ、建築ばかりでもなしに、土木につきましても、現場をやっておりますと、いろいろな変更が出てくるのもやむを得ない部分ではないかと思っておりますので、その部分をご理解いただきたいと思います。

**北村博司議長**

町長、大事なこと。設計変更を議会が認めなかったらどうするんだという。

町長。

**尾上壽一町長**

この設計変更では認められなかったも、業者と理事者のほうと協議して、認めたものでありますから、なんらかの形で支払わなければいけないと思います。

**北村博司議長**

再答弁してください。問題があります。

尾上町長。

**尾上壽一町長**

発言を取り消します。

予算はお認めいただきたいというのが、当初の提案説明の中でお話させていただいたような事情でございます。お認めいただければ、契約変更のみならず、他の予算案についても同様でございます、執行することができません。

**北村博司議長**

平野隆久君。

**12番 平野隆久議員**

これは3回目なので、きちんとした答弁を求めたいのですけども、まず、僕が言った質疑の1点目ですね。今、町長は予算を認められなんだらとかっていう話でしたんですけれども、すべからく、町長が提案する予算はすべからく、そうですよね。お認めいただきたいということで、今まで。ただ、認められない部分を認めるか、認めないかの部分を議会で審議するというのは

議会制民主主義制度ですよ。そして、町長はそれは認めていただきたい、そう思っただけで出される。だけど、認められる部分も議会としてもあると。今回の場合は、普通の一般の予算とまた違って、工事が緊急性もありますので、また少し違いますけど、やはり、総体的に予算を計上するという事は、予算を認めてもらいたいけれども、審議をしていただきたいということで、今回、提案されていると。だから認めてもらいたいという気持ちがあるかなんか、認めるか認めないかは議会の審議でありまして、そうでしょう。だから、やっぱりそのところは軽く考え過ぎずにやっていただきたいということが、僕のこの質疑の内容なんです。だから、認めなければならないことは、やはり、こちらとして認めていかないといけないけれども、やはり、きちんとした提案の説明があって然るべきだと思っております。これについては、またあれですけど。

あと2点目なんですけれども、締結して、また出てくる。また出さず、総括してまた出てくるか、最後にあれすると言いますけれども、基本的に最初に契約を締結したときは、まず出ないということで、前者議員も言われたんですけれども、そのためにきちんとした見積もりを出してもらうと。そして、現場との話もして、こういう話はないんですかということもちゃんと詰めて、まず出ないだろうということで契約を締結するのが本来の姿だと思うんです。しかし、何らかの緊急性の問題があって、こういうことが出ましたもので、これを認めてくださいということで、僕らは変更を認めるわけなんですわ。それを理解して。だから、昇降機が出た時点で、変更が出た時点で、本来ならもう出ないと思います。だから、今回これを出してくださいというのが、本来、その前の時点で普通だと思うんです。それを後で、他も出てきて、後でというのは、僕はちょっと納得いかないんですけどね。だから、本来のもともとの契約する時点の問題がここで出てきたと思うのです。だから町長の答弁では、先ほど、後でとか、他に出てきたときに最後に総括的にしてと言いますけれども、本来、町長の答弁は間違っていると思うんです。やはり、きちっと、それは何でかっていったら、現実、そういうことがありえるということは、最初の契約の時点で、やはり問題があったんじゃないかなというのが、今回、僕が質問しているわけなんです。その気持ちを十分持ってやっていただきたい。答弁がちょっと納得いかない部分があります。

あと軽微な変更なんですけれども、今後、業者とも話をして、詰めて軽微な変更はしていきたいというのはわかります。わかりますけれども、僕らが審議するうえにおいてね、どこまで認めるんかどうかということを経験として、僕らも持っていきたいという気持ちがありますんで、

やはり、ある程度のどこまでが軽微というところを決めておくのも必要じゃないかと思うんですけど、そうじゃないと、例えば、契約して、大きなことがあって、だけど、軽微でしたよと、じゃあ、それは軽微として認めるのか、認めないのか。今度僕らの判断基準があやふやになりますもんで、やはり、そのところは、今後決めておいてほしいと思うんですけど、その点について、再度答弁を求めます。

もう1つ、今まで、その昇降機が変更になっても着工されてやっていますよね。いつ、その工事が、昇降機が終わったかどうか、工事が終わったかどうかということと、総合、例えば、今まで定例会なり、常任委員会なりあったと思うんです。例えば、1つ、9月の常任委員会なんかでも、いろいろ常任委員会でも、教民の常任委員会でもあったと思うんですけど、そのときにも、こういう変更があったということは一言もなかったわけですよね。やはり、変更があったら言うべきじゃないかと思うんですけど、その点についてはどうですかね。最後に本会議にあげるといえることでも、常任委員会では言えなかったのかどうか。その点について説明をお願いします。

#### 北村博司議長

尾上町長。

#### 尾上壽一町長

軽微な事項というものにつきましては、金額ばかりではなしにですね、工法とかそれぞれ、いろいろありますので、そういった部分を含めて業者の方とお話していくしかないのかなと思っています。

それと、昇降機の変更等についても、お話できる機会があれば、お話すべきだったのではないかと思います。基準の変更ということで、安全基準、緊急停止とかですね、そういった部分でございました。それで業者との間でお話させていただいたようなことで、今後ですね、伝えられる機会があればですね、そういった部分も伝えていきたいとは思います。

それと、あともう1点、予算の考え方ですね。予算の考え方については、平野議員おっしゃるようになりますね、しっかりとした考え方で予算を立てるまで、実施設計を立てるうえでですね、こういったものをきちんと捉えてやっていかなければいけないと思っています。すみません。

#### 北村博司議長

よろしいですか。

玉津議員。



## 7番 玉津 充議員

資料2ページの変更工事概要の項目についてですね、各項目について、当初予算編成時にですね、もう少し深く精査しておけば、この追加が避けられたものか。精査をしておっても、避けられなかったものなのかという区分は、項目別にどのようにされていますか。お尋ねします。

## 北村博司議長

尾上町長。

## 尾上壽一町長

当初予算でということ、エレベーターがですね、21年9月ですから、もっと早い時期に気がついていれば、やはり、当初予算について入れていけるものではあったのではないかと思います。バスケットゴールなどについてもですね、もっと事前に学校側と詰めていけばですね、こういう問題もなかったのではないかと思います。以上です。

まず、新校舎改築工事、ここの部分についてはですね、事前に変更があるんですから、昇降機の会社ともいろいろお話をしていれば、回避できた、こうやって変更をしなくてもよかったのではないかと思います。壁面下地ボードについては、少し難しい面もあったのではないかと思います。鉄骨階段、これについてもですね、キュービクルの設置場所をしっかりと決めておけば、当初から予算ができたのではないかと思います。デッキテラスの改修については、これは少し難しかったのではないかと思います。小さな部分でですね、変更したということで。アスファルト舗装につきましても、これにつきましても、事前にもう少し詰めていけば追加ということにならなかったのではないかと思います。解体につきましても、いろいろと立米の問題等もあろうかと思しますので、難しい部分があろうかと思します。キュービクルも後の太陽光発電の関係もあって少し難しかったのではないかと感じます。

## 北村博司議長

玉津君。

## 7番 玉津 充議員

今、町長にですね、避けられたもの、避けられなかったものという区分の説明をしていただいたんですが、この部分が仕事の進め方で大変重要になってこようと思うんです。是非、そういうふうなですね、一つひとつ、そういうふうな考えで見えていただいでですね、なるべく事前に精査して対応できるようなですね、仕事にさせていただきたいと。仕事の精度をあげていただきたいというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

おっしゃるとおりです。

北村博司議長

次にどうぞ。

東 澄代君。

16番 東 澄代議員

1点だけお伺いします。野外キュービクルが太陽光発電ということでしたんですが、これは精算になると思うんですが、補助事業として認められないのかどうか。後の改修工事の分については、そこだけ説明をお願いします。

北村博司議長

世古学校教育課長。

世古雅則学校教育課長

太陽光発電の設置事業につきましては、平成21年度の地域活性化の公共投資臨時交付金事業をもって設置をいたしました。今回の事業につきましては、相賀小学校の改築事業ということで、キュービクルから太陽光発電から配管とか、それとか、またですね、受電設備の改修、配管等引き込む必要がございましたので、追加になったというものでございます。この費用につきましても、財源的には合併特例債をもってあてるというものでございます。以上です。

北村博司議長

東 澄代君。

16番 東 澄代議員

課長、今の回答は、相賀小学校の分を私質問したんですが、そうすると、その分について、全然補助金の対象にはならないということですか。もう一遍確認します。

北村博司議長

世古学校教育課長。

世古雅則学校教育課長

はい。この事業費につきましては、補助対象にはなってございません。以上です。

北村博司議長

次にどうぞ。

中津畑 正量君。

**15番 中津畑 正量議員**

2点ほどお聞きします。資料2の外溝工事の中でですね、面積が増えておりますが、これについての説明も最初にあったんですが、これは駐車場が狭いという意味で広げたという意味なんですか。学校側のいろんな行事といいますか、また使う部分で、この部分が増えたんだということかのように説明を受けたんですが、もう少し詳しくお聞きします。

**北村博司議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

駐車場の位置が変わったということになります。学級園というところに元は駐車場を検討しておりましたが、こちらのほうが利便がいいということでしたのと、学級園としてこちらを使いたいということからですね、させていただきまして、ロータリーのところが舗装してありますので、コンクリート舗装で一体化したいということでございます。

**北村博司議長**

中津畑 正量君。

**15番 中津畑 正量議員**

それでは、学級園というのはやっぱり学校農園みたいなやつだと思うのですが、それと振り替えたということで、この面積でいきますと、何台くらいが収容できるのか、その点だけお聞きしておきます。

**北村博司議長**

世古課長。

**世古雅則学校教育課長**

新たに設置いたしますロータリーの近くに作ります駐車場につきましては、8台でございます。新しく設置いたしますのは、そこで8台、それとまた少し図面のほうを見ていただきたいのですが、資料3なんですけど、第2校舎棟の図面の右側にあたる部分に駐車場スペースを設けております。ここには約13台ということで、正面のロータリーのあたり、ロータリーには8台、それから第2校舎の図面の右側には13台ということで、合計21台の駐車場を設置する予定でございます。以上です。

北村博司議長

よろしいですか。中津畑君。

15番 中津畑 正量議員

アスファルト舗装で1,031㎡が増えるんですね。この部分についての駐車台数というのは、当然多いと思うのですが、その分をお願いします。

北村博司議長

世古課長。

世古雅則学校教育課長

当初、駐車場を設置する場所なんですけども、資料3を見ていただきますと、屋内運動場の左側に駐車場を設置するようにしておりました。これにつきましては、舗装じゃなしに、砂利舗装ということで、アスファルト舗装ではございませんでした。それで今回、第2校舎の前のところですね、教育会館との境のところ、ロータリーの近くのところ、に駐車場を設置するわけなんですけども、この駐車場につきましては、アスファルト舗装ということで、舗装面積が増えているということでございます。以上でございます。

北村博司議長

よろしいですか。ほかにどうぞ。

東 清剛君。

20番 東 清剛議員

前者議員がいろいろ質疑されているんで、多分これね、昇降機についてはね、あれじゃないですか。予算あれしたのが、契約したのが6月で、変わったのが9月ですから、当然業者はわかっているはずなんです。設計業者はわかっていますから、この時点になって変わったよという話じゃないと思うんです。当然、設計業者との協議があれば、そのへんのことはね、変更協議という書面かなんかできっちりされておるんかどうかということですね。他の件でもそうですけど、変更しようとなれば、変更協議をね、担当課でちゃんとやっておるのかどうかということ、をまず伺いたいし、協議書が残っているのかどうか。そうじゃないと、これ、口頭での変更だけでは済まない部分があると思います。

そして、今の駐車場の件ですけど、当初から学校側との協議がいかになされていなかったかというところがあるのかなと思いますけれども、そのへんはいかがでしょうか。お伺いいたします。

**北村博司議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

先ほどお答えいたしましたように、確かに協議の不十分な部分があったと思います。そういった意味では、今後、もっと詰めたうえでですね、当初の予算、実施設計をやっていくべきだと考えております。

それと昇降機についてはですね、やはり、建築とは別の部分で、業者の方からのご指摘があって、こういうことになったのではないかと思います。ただ、私の時点では、少しそのへんが不明確でございます。申し訳ございません。

**北村博司議長**

東 清剛君。

**20番 東 清剛議員**

当然ね、そういう意味でいえば、施工管理をやられる業者、設計業者との協議をもう少しきっちりやっていけば、契約の前にでも変えられる部分があったかのように思いますけどもね。そして、これいろんなことを詳細に学校との協議をしなければいけないかという、今、紀北中学校の改築を控えていますから。これは一大事業ですからね。それに基づいては、しっかりとしたもの、地元との協議も必要ですしね、そのことがありますんで、十分注意して行っていただかないと、金額的にいうと1%くらいですから、土木の場合でしたら、当然、最終的に変更契約というのを結びます。ありますからいいんですけども、建築の場合には、今までは軽微な変更は認めなかったというような状態がありますから、出来高精算をしていなかったのが、今までの建築の工事発注なんですよ。ですから、今後はもう少し見積もる段階で、しっかりした、精査した設計を行うように、これは要望してまいります。いかがですか、町長、

**北村博司議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

おっしゃるとおりです。しっかりとですね、事前に協議を十分詰めたうえで、それから実施設計して予算をお認めいただくと、それが本来の姿だと思います。

**北村博司議長**

東 清剛君。

**20番 東 清剛議員**

それとですね、建築業者との変更ですけども、そのへんの協議書はちゃんと取っておられますか。担当課にお伺いたします。

**北村博司議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

当然、協議はしたうえで行っておると思います。

**北村博司議長**

いや、協議書を保存しているかどうかということです。

尾上町長。

**尾上壽一町長**

重要な部分については、協議書もあると思っております。

**北村博司議長**

ちょっと再答弁してください。思いますでは困ると言っています。

尾上町長。

**尾上壽一町長**

確認しましたら、あるということです。大きなことについては。

**北村博司議長**

ほかにどうぞ。

東 篤布君。

**1番 東 篤布議員**

ごめんな、町長、しつこいようやけども、ようわからんもんで。この駐車場、資料4、紫で塗ってあるところは新しく増えたところ。この変更前は628やってさ、今度1,031㎡になったということは、403増えているんやわな。最初のところの628というのは、このキュービクルの裏というわけ。というのが1つ。これ塗ってくれたらよくわかったんやけどな。

それと、肝心なことを聞くけどさ、この学校の駐車場はどこにしようとか、検討するとき、どんな図面見てしいよるんかな、縮尺いくつでしいよるんやろ。まさかこんなんでしいよらへんと思うんやけどさ。例えば、1枚目は600分の1やろ、次は400分の1、だから、200違うだけでも目の錯覚かなんかしらんけど、でかく見えたり、広く見えたり、狭く見えたりするんさ。僕

ら素人からすると。だから、町長はですね、業者ともしくは教育委員会とされるときに、どういった図面でやっておられるのか。例えば、それにいわゆる視覚的にも誤解のないように航空写真等も使っておるのかという点をお尋ねします。

それから、この昇降機はもうええわな。しつこいので言わへんけれども、この石膏ボード、壁の中のボードのことやけども、これは資料4を見ると、4、5を見ると全部やな、これ。一部悪かったというような話でないんでして、こういった、後から中が皆腐っておったということやろ、替えなあかんということは。ということは、この相賀小学校の見積もりを査定するときに、中に入って見せたんかどうかというのを教えてください。鉄骨の階段はこんなものはかまんけど、化粧天井はなんで付けたんか、ちょっと教えて。例えば、資料の5ですか。2階のところやな。2階のところのいわゆる今までもテラスの上にあったんやけど、この繋ぎのところになかったもんで付けたのかなんのか、ようわからんもんでさ、元々この2階のテラスの上は屋根がなかったように思うんやけども、それともう1つね、バスケットゴールのことやけども、変更前の金額を見ると209万7,000円やろ、1つだけを替えるという説明やったよな。電動に1つだけ替えるんだと。ザクッと、この200を半分に割ったら104万8,500円なんさ。1つでええんやでな。これ半分やで。新たに付けるのが104万、追加でこうなっているわけやけど、ええかい、変更前の金額を半分に割ったやつ。1つしか付けへんのやで半分やろ。この差額分、もう1つ増えたんやな、電動が、なら、電動の機械1ついくらなん。変更前のゴールやったら1つ104万8,500円やろ。手動やったら。電動やったらいくらなん。1つだけやろ。なら、352万1,000円から104万8,000円引くということ。いや、だから電動に替えたがための差額、手動やったら、104万8,500円やろ。電動のうやったらいくらか教えてほしいんさ。ごちゃごちゃって計算していたらようわからんのさ。

アスファルト舗装については、この紫の部分を追加分のところやと思うけど、であれば、前のところはキュービクルのところ間違いのないのかなというところ、そんだけですね。アスファルト403㎡やろ。ここだけでそんなにあるのかなと。8台分って、そないあるんかなと思うもんで。わかったかいな。昇降機は言わへんだやろ。壁のボードのこと、4つだけやな。

#### 北村博司議長

世古学校教育課長。

#### 世古雅則学校教育課長

まず、駐車場の件でございますけれども、628㎡から1,031㎡に403㎡ほど増えているところで

ございます。これにつきましては、図面のところを見ていただきますと、資料4です。これは当初の628といいますのは、ロータリーの部分ですね。ロータリーの部分と来客用駐車場というところがございます。説明していないと思うのですが、この紫で引いてあります、その隣のところでロータリーのマークが入っているわけなんです。色塗りがしていなくて見づらいかもわかりませんが、ここの部分と、ロータリーの左側に駐車場があるわけなんですけれども、この部分を中心に舗装するというので、628㎡みておりました。それで、今、学級菜園になっているところにつきましては、舗装部分ではございませんでした。駐車場ですけれども、砂利ということで、今回ロータリーと、今回新しく駐車場を設置する部分につきましては、これも一体化したものということで、舗装するという、舗装面積が増えたというような考えであります。そういうところで、1点紫色の部分で駐車場の面積が403㎡ほど増えたといところでございます。

それと、化粧天井の件でございますけれども、2階のほうを議員さん見ておられると思うんですけど、この資料5の、これは2階で表示させてもらっておるわけなんですけれども、天井ということで、1階から見たときに繋ぎ目のところがコンクリが見えておりましたので、美観上といひますか、美観上よくするために格子の天井を入れたというところでございます。幅につきましては、30 c mほどの隙間に長さでは10mほどの格子天井を付けさせていただいたということと、また、デッキテラスと校舎棟の間にも少し小さい枠を表示してあるわけですけど、ここにつきましても幅が30 c mに長さが4mほどの格子天井を入れさせてもらったというところでございます。

それと、バスケットゴールの件でございますけれども、バスケットゴールを電動式にしたのに、1件でそんだけ変更があるのかということだと思いますけれども、資料の中にはバスケットゴールの電動式等というところで、等が入っております、また、体育館に下駄箱を置く部分も入っております。それとか、バトン幕の電動化ということも入っております。それとベンチ等も入っておりますので、それらを合わせまして、全体で入っておるわけなんですけれども、1つ銘柄だけをあげさせてもらったというところでございます。

#### 北村博司議長

電動のバスケットゴールはいくらなんだとお聞きになっているので。

#### 世古雅則学校教育課長

電動のバスケットゴールにつきましては、1箇所177万7,000円となっております。以上でござ



います。

**北村博司議長**

東 篤布議員。

**1番 東 篤布議員**

いいですか。関係ないんやけども関係あるんさ。引本小学校の時、中を見せなかったでしょう。業者さんが査定するとき。だから、相賀小学校もそうやったのかなと、こう思うわけですよ。だから聞いておるんです。だからそれは町長の権限やと思うのですよ。建設課長がしたのか、教育課長がしたのかという問題じゃないと思う。何でそんな中を見せへんだんやと、あの時随分もめたやん、引本の時に。ひょっとしたら、相賀もそんなことをしておったんじゃないかな、だから、こんなことになったんじゃないか。であるならば、引本小もこんなことになるかもしれん。なるとするならば、地元の業者さんが入れておった、高いといわれた見積もり金額が妥当でなかったのかということになるから聞いておるんです。いいですか。金がかかるさかい、そんなこと聞いておらへんのや。地元の業者を守っていくためにね、僕は言うておるん。今のやり方、意図的にですね、よその業者にやらせて、あとから追加で出して助けたる。地元の業者をですよ、わざと見積もりの時に中に入れておいて排除したると、そうなるわけやで、そういうふうには誤解を受けるような予算の出し方をされたんでは、議会としても困りはせんかと思うわけですよ。今のは質問じゃないよ。わかっていないから言っただけ。

**北村博司議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

東畑設計事務所がですね、入って、これらの解体とか、改築とか改修の部分については、見積もりを出したものと思っておりますが、そういうことで、設計業者はみられたということで、ただ、見積もりが甘かったといえ、甘かったということだと思います。

**北村博司議長**

東 篤布君。

**1番 東 篤布議員**

2回目質問させていただきます。まず、この上から順番にいかんとわからんようになるんで、東畑設計事務所には中を見せた。当然、引本も設計事務所には見せたんでしょう。僕の聞いているのは、見積書を出した地元の業者のことを言っているのですよ。設計業者に中を見せんと

設計させへんやり、そんなもの。ただ、その工事を請けるのに、仕様書だけじゃなくて、自分たちも現場を見て、例えば、引本なんかでも、設計業者が出した仕様書に基づいて単価を入れていくん。でも、自分たちが中を見ていないから、多分、この校舎やったら、中の壁も駄目であろうと、以前の特記仕様書であれば追加は認めてもらえないから、そうなったら自分のところは赤字を出すから高額、高い金額を入れておったわけです。そこのところを聞いておるわけです。これは今後ですね、地元業者を排除するような、いわゆる工事の発注となってしまいかねますので、もう一度お尋ねしておきます。設計業者じゃないん。地元業者が見積書を出すときに中に入れたのかどうかということでございます。

#### 北村博司議長

東 篤布議員、入札参加業者に見せたかどうかということですか。指名業者に。そういうことですね。地元という意味じゃなく。

#### 1番 東 篤布議員

言い換えます。入札参加業者に中を見学、もしくはですね、視察をさせたのかということでございます。言い換えます。

そして、アスファルト舗装工事でございますが、私は今、600分の1と、400分の1と見ておりますが、400分の1のほうの図面を見ていますとですね、いわゆる変更前の628㎡がロータリーの部分であったと。自分なりに大まかでございますが、こういうふうに、こう、鉛筆で描いて見ております。そうするとですね、どう見ても、追加の部分が403のほうが広いように見えるんで、これは明確に色塗りしていただかんとですね、数字上では403なんでございますけれども、果たしてそこまで必要かどうかという判断をするときにちょっと困るかなと。そしてですね、ここを駐車場に追加で今回、紫のところを塗っておりますが、その以前はどのような状態であったのか。畑であったのか、庭を作ったのか、それによっては、見積もり単価が違ってくると思います。だから、先ほど言ったように、町長が答えておられませんでした。どのような図面でもってですね、業者と協議したのかということをお答え願っておりますので、再度質問しておきます。舗装の件、よくわかりましたが、僕は紫の部分のほうが前の舗装、変更前の628㎡より広く見えるんです、ということです。sonだけですね。

#### 北村博司議長

尾上町長。

#### 尾上壽一町長

入札の指名された方に見せたかということにつきまして、私、今、現時点では把握いたしておりません。申し訳ございません。

それと、アスファルトに関しましては、測ったうえでの平米数の増加だと思いますので、来客用の駐車場というのは、ロータリーの左にあります。それらも加えるとどうなのかということなんですが、設計のほうで工事をしていくうえできちんと面積を測ったものだと思っております。

#### 北村博司議長

東 篤布君。

#### 1番 東 篤布議員

当然、先ほど、質問したのは、ロータリーの部分はですね、元々舗装してあって、その上にオーバーレイをするのか、いわゆる地盤改良したのか、違うわけでしょう。それで、なおかつ、今回の駐車場の部分、新たにするというところは、これを見てみますと、旧建物もあるじゃないですか。ということは、前が600分の1で出していただいている図面も、これは新しい、例えば、校舎はわかるんですが、ここをどう使われていたかって、新旧の図面じゃないように思うんですがね。だからわかりにくいんですよ。この資料3を見ていると、以前からですね、何かこう舗装してあったのかなみたいな感じにもなるんですが。このところ明確にしておいてほしかったな。そうすると、平米あたりいくらかかったのかなと出てくるんですよ。

だけど、課長、バスケットの話やけども、これ1ついくらやったっけ。手動やったら104万8,000円やろ、自動にしたら177万7,000円、約70万円ぐらいザクッと違うんやけどな。これとこれと足すと、300にならん。その他というのは結構あるんだなと思いながら見ておるんですが、ただ単にこの電動だけを見ると。なんでこんなことを言うかということ、わずかな数十万のことならさ、2つとも替えたったらと思うん。そして、その他の部分で明確に書いてないので、その他を削ってでもよ、辛抱できるものなら、私はこの350万円も掛けるんやったら、2つ電動にしたって、1基177万円、170万円にせえい、340万円で2つ付くわけや。そういうことやろ。トータルが352万円かけるんやで。1基が電動で177万ということは、170万円、7万円まけさせてもさ、340万円でできるということやんか。そんなんやったら、2つ付けたったらどうやと、こうなるわけさ。だから、どこにその他の部分に流れてしまっとなるのかと思う。そうやろ。いいですか。手動やったら、2つで200万円や。電動にしたって170万円、2つ替えても340万円や。変更後の金額は350万円なんやから、どう考えても2つ付けてもこの変更の金額でできるやん。その他はな

んなんよということよ。電動に2つするもんでこれなんやというんならわかるんや。1つだけ電動にするには高すぎる。その他なんかへつったたらどうやって、計算するにも、その他っていうだけではわからんっていうこと。その他を出してもらわなんだら。その他削ったって、電動を2つ付けたらほうが、子どもらも先々楽になるんじゃないかなと思うんやで。そのような協議してあったのかなと思う。ただ、片方は上げやんでもええんやと。地かにでええんやということならわかるんやで。そやけど、2つ手動なんやろ、これ、違うの、両方とも。片一方が手動で片一方はもう固定ということ。いやいや、片一方は手動やろ、片一方は電動やろ、だから両方電動に言うておるん。意味わかるかな。片一方は固定で触らんでもええんやと。こっちだけ手動か電動かの話なら、これでもかまんのさ。片一方は手動や、片一方は電動やというんやったら、電動にしてもこの金額やったらできるやろというの。だから2つしてやったらどうやというの。いや、2つできんのです、他にも金かかるもんでというんやったら、そんなにかかるんやったら、その他はこれじゃあわからんやろというんさ。バスケットする人やったら、そう言うと思うよ。それはこのバスケットの話やな。

アスファルトの話はな、もう一遍言うけど、広さがわからんのやわ。舗装するのは無駄というわけじゃないんやけどさ。

それから、この中の見積もりをするときに、業者に見せたかどうか、定かでないというけれども、そこのところは、町長、これからも明確にしてですね、見せてあげてほしい。とにかくまず設計業者が見間違っていたんやで。一部じゃないんや、これ、全部の中身が悪いなんて、とんでもない話や。でも、地元の業者は中に入っていないから、当然、中も変えなならんであろうという見積書を出したら、この設計業者の金額より当然高くなりますわな。こんだけ替えなあかんのやから。そうやって正規の見積もりのできた地元の業者、いわゆる入札業者さんを排除してしまって、新たな会社を指名せなならんというような事態になってしまう見積書の作成、もしくは入札のやり方ではなかったのかなと、こう思うわけです。

アスファルトの舗装のことはええわ。今後とも表記をはっきりとしてほしいということと、もう1つ言うならば、元はここは畑やったとか、元々舗装してあってオーバーレイだけやったって、それを言わなんだら平米単価が変わってくるやん。だから、適切かどうかや。例えば、ちよっと増えるくらいなら、重機持ってきているんやから、アスファルト買うだけで済むことやない。左の単価と右の単価が一緒ということはおかしいんや。新たに重機を持ってくるわけじゃないんやで。三点セット運ぶのにトレーラー使うわけじゃないんやから、そういうことでし

よう。ただ、これを見たら、ザクッとやったら、平米同じようになるやろ。ということは、新たに機械を持ってきてするような見積書になっておるはずや。そんなことない。ここへもう機械きておるんやから。ついでにやらすだけやから、もっと安かってもええんじゃないかという話になるわけです。

それと、町長、さっき質問に答えておらへんけれども、協議するときに、こんな訳のわからん細かい図面じゃあ、今後とも失敗するよというん。もっと明確な、わかるような、なおかつ、現地を知らん議員さんにとっては、航空写真でもあって、これで照らし合わせて実測に近い原寸大で出してこなあかん。原寸大とは言いませんがね、せめて、縮尺を統一して出してこんと、今のような舗装にしても、錯覚するということ。壁のこと言うたし、バスケットボールか、もう一遍言うよ。1つは固定なのか、固定でなくて上げるのであれば、今からでも遅くないので、この金額内で納まるんやで、その他をへつったったら。2つとも電動にしませんかというの。

**北村博司議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

バスケットの電動につきましては、1つは天井へ上げるような感じになっております。1つがですね、手動でスッと出るような形になっておりますので、天井にあげるほうは負荷がかかりすぎて大変だということで電動にさせていただきました、1つのほうは上に半2階、サブアリーナというのですか、ありますね。そこについておりますので比較的手動でスッと出しやすいということで、ステージのほうは下へおりますので、ずっと天井まで上げるということで手動ではなかなか大変だということで片方だけでいいという、学校側もそういうお話です。今後ですね、入札等にかかるときにですね、その現場を見ていただくのはですね、できる限りの配慮をしまして、業者の方、入札に入れる方が満足いくような、現場を見ていただけるようにしていきたいと思っております。

図面自体は、業者との関係でありますと、相賀小学校の図面だけでも、これくらいあります。

**1番 東 篤布議員**

紙の大きさじゃない。縮尺です。

**尾上壽一町長**

課長、わかりますか。

**北村博司議長**

そうじゃなしに、協議するときには何分の1の図面でやっておるんだということでしょう。

**1番 東 篤布議員**

配置を見るときにも、駐車場でもそうなんやけども、見ているのかということと、町長のここに残っておらなあかん。縮尺いくつで見ているのかということ。だから、こう次から説明しにくくなったり、後から手直しが出てくるんで、先ほど、前者議員も言ったけども、もっと綿密な計画性をもってやっておれば、こんなふうな後から追加がなかってよかったのでは。

**北村博司議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

縮尺についてはですね、把握しておりません。申し訳ございません。

**北村博司議長**

技術の課長補佐が待機しているでしょう。確認してください。

---

**北村博司議長**

暫時、このまま着席のまま休憩いたします。

(午前 11時 56分)

---

**北村博司議長**

会議を再開いたします。

(午前 11時 57分)

---

**北村博司議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

申し訳ございません。200分の1だそうです。

**1番 東 篤布議員**

航空写真は使われたのかどうか。

**北村博司議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

航空写真は使っておりません。

**北村博司議長**

質疑にしてください。東 篤布議員。

**1番 東 篤布議員**

念のために申しておきますが、やはり、町づくりの基本となっておりますね、どこに防災道路をつけるか、避難タワーを建てるかと一緒のように、子どもたちがこの中で生活していくうえにおいて、どこが安全で危険なのか色塗りしていくについてもですね、やはり、この白紙の紙を見るよりは、航空写真を見ながら、どこが駐車場に適地かと、その写真を撮ったのでも時間によってはどこが日陰になるのかも出てきますので、今後はそのように、県に行けば、1枚3万円くらいで焼いてくれますので、参考にしながらやっていただきたい、こう思います。それを答弁いただいて、終わります。

**北村博司議長**

今後の参考にしてくれということです。

尾上町長。

**尾上壽一町長**

参考にもさせていただきます。

**北村博司議長**

よろしいですね。他にございますか。この件について。

( 発 言 す る 者 な し )

**北村博司議長**

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

( 発 言 す る 者 な し )

**北村博司議長**

ございませんね。次に、原案に賛成者の発言を許します。

( 発 言 す る 者 な し )

**北村博司議長**

以上で討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第4 議案第55号につきましては、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 多 数 挙 手 )

**北村博司議長**

挙手多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

12時ですが、午後ちょっと皆さんの予定もございませぬ。このまま進行いたします。

---

#### 日程第5

**北村博司議長**

次に、日程第5 議案第56号 紀北町立西小学校耐震補強工事請負変更契約の締結について議題といたします。質疑を許します。

( 発 言 す る 者 な し )

**北村博司議長**

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。ございませぬか。

( 「 な し 」 と 呼 ぶ 者 あり )

**北村博司議長**

次に、原案に賛成者の発言を許します。

( 「 な し 」 と 呼 ぶ 者 あり )

**北村博司議長**

以上で討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

日程第5 議案第56号につきましては、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**北村博司議長**

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決とすることに決定いたしました。



---

## 日程第6

### 北村博司議長

次に、日程第6 議案第57号 紀北町立船津小学校耐震補強工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

質疑を許します。

川端龍雄君。

### 5番 川端龍雄議員

この工事もいろんな変更、設計等変更の、腐食工事とかいろんなのがありますが、大体5%くらいの当初予算からの金額ですけど、この金額は大体、平常、妥当なものか、そのへんのことと。

それとこの100万円ですが、その他の金額であります、これはやはり一番その中で大きな金額であります。その他の工事の。他の金額では50万円も大きいけど、これが大きな金額の主要なその他の工事がどのようなものかを示していただきたいと思います。

それと先ほど、議案第55号の町長のご答弁と、副町長のご答弁とちょっと若干差があったのが、ちょっと気になるのですが、副町長は安全基準の把握が大変難しいというような副町長のお考えを示しまして、町長はある議員のご答弁では、やはり、安全基準の発表時をもっと早く把握していれば避けられた箇所もあるということ、副町長のご答弁とかなり差がありますので、今回、やはり、副町長は先にご答弁なされて、町長はそのへんを考えてさね、少しそれに準じた、町長が当然把握する自信があるならともかく、やはり、副町長が把握するのが難しいということにあえて、把握する箇所があるということに対してはね、町長のご答弁がどういうふうな意図をしてご答弁したのか、今後のいろいろな議員のご答弁に対して危惧しますのでさね、そのへんは少し整理していただきたいと思います。

まず、その他の工事の100万円と、今までの変更のあれが、5%が妥当なものか、そのへんをご答弁願います。

### 北村博司議長

尾上町長。

### 尾上壽一町長

5%が妥当かどうかということ、大変難しい部分があるかと思いますが。先ほど、お話をさせていただきましたように、船津小学校とか、引本小学校は大変あけて見なければいけないという部

分があったので、そういうものの積み重ねが5%になってしまったということで、本来ならですね、設計時にもう少し詰めなければいけなかったのではないかとも思いますが、なにぶんにもあけてみなければわからないという部分が大変ありました。そういうことから、妥当かどうかということについては、大きな金額ではありますが、その部分については難しい部分があったと、この変更についての。

それと、安全基準の副町長との違いにつきましては、副町長が答弁した後にですね、いろいろ話を聞いていたり、21年のことであったので、そういったものをもっとエレベーター会社などではもっと的確に把握していると思いますので、そういったところでもう少し話を詰めてくれたのであれば、事前にですね、できたのではないかという思いがありましたので、そういうお話をさせていただきました。

100万円の部分については、担当課でお話させていただきます。

#### **北村博司議長**

世古学校教育課長。

#### **世古雅則学校教育課長**

その他の100万円でございますけれども、それぞれ小さいところがたくさん積みあがってきておりまして、それを合計しますと100万円ということなんですけれども、特に第2校舎棟の仕上げ復旧工事には50万円ほど入っております。また、建具等の工事につきましても、13万円ほど入っておるといところでございます。あと、機械設備とか、小さい電気設備等につきましてもそれぞれ積み上げでございます。以上でございます。

#### **北村博司議長**

川端龍雄君。

#### **5番 川端龍雄議員**

先ほどの5%は非常に難しいという話ですけど、これ、今までの過去の例と比べてね、町長、大変専門的じゃなければ、建設課長でもさね、過去の例と比べて5%は妥当なのか、今回はちょっと多いとか少ないとかということをご答弁願いたいと思います。難しいというだけのご答弁では少し納得がいきかねると思います。

それと、先ほどの50万円がその他でということをおね、やはり、この金額50万円って、この中では一番大きいんですわね。いろんな工事の内容を見ても。やはり、そういうのがね、その他の中で丸めるんじゃないかと、やはり、マイナス減額においても、そういうことを、やはり、示

していただかんと、なんか透明性を少し欠くように、疑念をもたれますから、その点は今後少し考えていただくか、課長、どのようにその考えはありますか。

#### 北村博司議長

世古課長。

#### 世古雅則学校教育課長

資料等表示の仕方につきましては、議員おっしゃるようにもう少し明細をあげさせていただきたいと思います。どうもすみません。

#### 北村博司議長

建設課長。

#### 山本善久建設課長

お答えいたします。変更にかかるものにつきましては、当町におきましては、県の建設工事の設計の変更要領という県の基準がございまして、それを準用してございます。設計変更につきましては、さまざまな要因がございまして、自然現象等によりやむを得ない場合もございまして、図面とですね、仕様書が符合しない、また、設計において計上もれ、また数値の違い等がございまして、一概には申し上げられませんが、また、金額につきましては、先ほど申し上げました設計変更の要領の中で、県の基準におきましてはですね、請負代金の30%未満、また3,000万円以下という、あるということが定められておりまして、これに基づきまして、一応、町のほうも処理をしてございます。ただし、金額の少額のものにつきましては100万円、工事の小さい場合もございまして、請負代金の30%に満たない場合は100万円まで増額できるというような基準がございまして、それらを摘要してございます。以上です。

#### 北村博司議長

よろしいですか。他にどうぞ。

3番 近澤チヅル君。

#### 3番 近澤チヅル議員

船津小学校、2点お伺いします。瓦をですね、古いやつも再利用されたということですが、瓦は何年くらい持つものか、お魚らんどのはずっと船津小学校の近くへ積んであったので、何かに使われるのであろうとは思っておりましたが、今回利用されたわけですが、瓦は何年くらいもつのか。そして、新しいのとの差額ですね。今回どれくらい節約できたのか、お伺いします。

そして、もう1つ、建具の工事なんですけれども、校長室と職員室がアルミの建具で替えると

ということですが、子どもの教室は替えないのですが、その理由は何なのか、お伺いします。

そして、もう1点、当然、随意契約になるんですけれども、業者の人の言い値ではないと思いますが、当然、協議されての随意契約だと思うんですが、そここのところの詳しい説明をお願いします。

**北村博司議長**

世古課長。

**世古雅則学校教育課長**

すみません、順番が少し違うかもわかりませんが、まず、アルミのほうからいかせていただきます。職員室と校長室だけなぜ二重のアルミにしたのかということなんですけれども、サッシに。これについては非常にグラウンドからのホコリがえらいと、ゴミボコリ、グラウンドからのですね、えらいということで、職員室等につきましては、精密機械、情報機器のパソコン等がございます。それで今の一重でしたら、窓の下から風がふくたびにホコリが入ってきて、職員室で業務に支障を来すよということもございまして、机の上がザラザラしてくるということも聞いております。それで、今回、その部分だけさせていただいたということと、普通教室棟につきましては、裏側ですね。これの山側というのですか、裏側にありますので、そちらのほうはそんなに風やホコリ等がこないということではしておりません。それで、2つだけさせていただいたところでございます。

瓦の再利用の件なんですけれども、これは確かにお魚らんどを解体いたしましたときに、また、今の船津小学校が非常に瓦が古いということで置いておりました。それで今回、こういう補強工事にちなみまして、再利用したわけなんですけれども、これの年数につきましては、通常の瓦と同じなんですけれども、はっきり50年とか60年とかわかりづらいなんですけれども、また、通常でしたらですね、50年以上は十分もつんではないかと思っております。これははっきり確定したものではありません。

それと、また、差額のところなんですけれども、そういう屋根とか樋の工事というところで、資料2のところにあるわけなんですけれども、そこで差が出ておりますのは、約ですけれども、そういう変更、全体が増えた中では30万円ほどの変更になっております。以上でございます。

**北村博司議長**

建設課長。

**山本善久建設課長**

お答えいたします。先ほどですね、工事の設計変更の要領のところの説明させていただきましたけれども、変更請負代金の算定の部分でございますけれども、変更請負代金はですね、設計変更の額に対しまして、当初の請負比率を乗じて計算するというのが、先ほど申し上げました県の変更要領に定められておりますので、それに基づいて計算をしております。以上です。

**北村博司議長**

近澤議員。

**3番 近澤チヅル議員**

建具のことはですね、机の上のホコリの差って、表にも教室っていうのが2つある、図面でいくとあるんですけど、裏のほうの、第2校舎のほうの説明やったと思うんですけども、職員室と並んでいるこの表の教室のことは触れられなんだんですけども、使っていないんでしょうか。子どもたちが。裏のほうという説明でした。それはわかるんですけど、表にも教室というのがあるんですが、ホコリは同じように入ってくるのではないかと思いますので、再度。やっぱり弱者は子どもだと思うんですけども、機械のほうが大切なのかなという思いもあります。再質問します。

そして、瓦のことはですね、全体のことではなくって、この古い瓦を使ったことで、どれだけ節約できたかという、50年くらいもつだろうっていうことですが、エコはもちろん賛成なんですけれども、だから何でも使っていいというものでもないと思いますので、当然、計算されてそこらへんも詳しく計算されたうえで今回使われたのだと思いますので、詳しい使うことになった経過をもう一度お伺いします。

随意契約のところは、ちょっと私の質問とちょっとごめんなさい、と違っていた気がしたんですけども、当然、業者からはこれでいきたいという表示があるときにですね、協議しての随意契約だと思うんですが、そうではないんですか、ということをお尋ねしたんですが、ただ、表示された金額がそのままの随意契約ではないと思いますので、そのところをお伺いしたいのですが。

**北村博司議長**

建設課長。

**山本善久建設課長**

お答えいたします。先ほどの私の答弁、少し言葉足らずであったかと思います。当然、設計

変更後の額の決定におきましては、当然、こちらサイドで積み上げた額に対しまして変更契約を締結するにおいて、当然、協議を行います。双方対等な立場で協議を行いまして、それが合意に至った時点です、先ほど申し上げました設計変更の額に対して落札比率を乗じて変更設計の額を決定するというものでございます。以上です。

**北村博司議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

アルミですね、運動場側はすべて一応アルミになっております。しかし、その中でも教師側がですね、精密機器、皆さん今パソコンを全部持っておりますので、そういったもので、本当に砂がバーッと溜まるというわけではないのですが、隙間から入ってくるものですね、精密機器に異常を来す可能性があるということで、ここは二重にさせていただきました。他もアルミですので、砂が常に入ってくるという状況ではないんですが、パソコン等のことも考えますと、そうしたほうが適切ではないかということで直させていただきました。

**北村博司議長**

よろしいですか。瓦の再利用によってどれだけ節約になったか。

尾上町長。

**尾上壽一町長**

瓦につきましてはですね、一応、100年近くもつと、瓦の耐久年数自体はですね。状況にもいろいろよるとは思いますが、そうすると、節約についてはですね、約80万円くらいの節約ができたのではないかと伺っております。

**北村博司議長**

よろしいですか。ほかにございますか。

東 篤布君。

**1番 東 篤布議員**

先ほどですね、これくらいの追加金額は妥当なのかどうかという川端議員の質問に、課長は県の共通仕様書を持ち出してですね、お答えになりましたが、例えば、今回でも町独自で作った特記仕様書があるわけですし、今、現在は、議会のお願いで変更していただきましたけれども、前回の特記仕様書が修正されずに、そのまま残っておったとするならば、私は今回の設計変更等は認められない。それは、受注した業者の努力でやれという結果になる特記仕様書で

あったと思いますが、今は町の特記仕様書は修正されていますよ。もし、前回のまま残っておったとするならば、町の特記仕様書に基づいていくのか、県の共通仕様書に基づいていくのかという点を町長にお尋ねしたい。

#### 北村博司議長

尾上町長。

#### 尾上壽一町長

特記仕様の2の部分につきましては、設計図書に明記なき事項でも技術上という部分のところですね、その部分につきましては、入札等のところで全員協議会でもいろいろお話させていただいたんですが、当然、必要としてという、本当のちょっとした向きを変えるとかですね、お金ばかりじゃなしに、そういった工法をちょっと変えるというようなことが範囲で施工する場合であって、本当に必要であれば、これは町としても変更を認めていって、協議のうえで認めていくということでお話させていただいておりますので、そういう過程の中で進んだものと認識しております。

#### 北村博司議長

東 篤布議員。

#### 1番 東 篤布議員

今、町長の答弁を聞いておりますと、いわゆるすべてが県の共通書に基づいての答弁だと思います。というなれば、県の共通仕様書においてもですね、何も変更してはいけないと書いてあるわけではないのでして、変更する場合においては、こういう場合にはしなければならないと明確にあるわけのでして、今、現在、県のいわゆる共通仕様書の、いわゆる上乘せのような特記仕様書が町には必要ないんでなかろうかと。もし、そのように二重にあるとですね、都合の良いほうのいわゆる仕様書を使ってお答えになる。答弁される形になりますので、今後はですね、すべてが、いわゆるよっぽどの特例がない以上は、県の仕様書に基づいて、また、もう1つは県の条例があるならば、その条例に対する上乘せ条例をして、あとからもめることのないような、我々町民も県民の1人でありますので、2つの法律に縛られてやっていると、非常にやりにくい、判断しにくい点もありますので、その点を強く要望して、今後の町長のその、いわゆる仕様書についてもですね、明確に県の仕様書を無視してでも町の仕様書を重点的に置く場合もあるのかどうかという点をお尋ねして、2つ目を終わって、3つ目をついでに言っておきます。

この窓な、職員室にパソコンがあるもんでといったやろ。二重サッシにしたら、音も聞こえ

んし、暖かいわな。子どものところもやったったらいい。先ほど言ったでしょう。隙間風が入って砂がザラザラするもんでと、机の上がザラザラするもんでって、その答弁だけいつているならば、子どもの机でもザラザラするやん。替えたったらええのに。そんなわずかなもんやと思うで、私は。

**北村博司議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

特記仕様につきましてはですね、議会のほうにもお答えさせていただきましたように、そのようにさせていただきますので。設計図書に明記ない軽微な事項でおさまり上当然必要なものは、監督員と協議して請負金額の範囲で施工のこと。ただし、軽微な事項であるか否かについては、監督員と協議により決定するということですね、議会の皆さんにも文書はお配りさせていただきました。そういうことですので。

それと、窓のほうはですね、今現状のままで提案させていただいておりますので、現状のまま議案としてなっておりますので、現行でお認めいただきたいと、そのように思っております。

**北村博司議長**

よろしいですか。他に質疑ございますか。

( 発 言 す る 者 な し )

**北村博司議長**

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

( 発 言 す る 者 な し )

**北村博司議長**

次に、原案に賛成者の発言を許します。

( 発 言 す る 者 な し )

**北村博司議長**

以上で討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第6 議案第57号については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。



( 多 数 挙 手 )

北村博司議長

挙手多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決とすることに決定いたしました。

---

## 日程第7

北村博司議長

次に、日程第7 議案第58号 平成22年度紀北町一般会計補正予算（第3号）について議題といたします。

質疑を許します。

松永君。

17番 松永征也議員

補正予算5ページですが、合併特例債ですね、今度は9億3,130万円という多額な合併特例債を借入するわけなんですけど、私はですね、将来のですね、この紀北町の財政運営、本当に強く懸念をいたしております。合併がですね、5年を経過して、合併後10年を過ぎると、合併市町村においてはですね、財政が大変厳しくなるということは、前から言われておるわけなんですけどもね。それというのはですね、合併の算定替をですね、という特例措置がですね、10年で切れる、終了すると。段階的ではありますがね。その一方においてですね、この合併特例債の償還のほうがですね、その後、ピークを迎えるというように思うんです。そのようなことをね、町はどのように考えておられるのか。9億3,130万円についてですね、財政のほうではですね、事前にですね、償還表なんかも作っておられると思うんですが、どのようなおつもりなんか、その今年、これを借り入れた場合、償還はですね、何年までかかって、据え置きがですね、何年まで据え置かれると、そのような中身をお聞きしたいと思います。

北村博司議長

一回、町長、これは政策的な問題ですから、先に町長ご答弁を。

尾上町長

尾上壽一町長

合併特例債等のですね、償還等の問題がありますし、合併特例債を借りてですね、こういった事業をやっていきます。しかしですね、必要な事業には、やはり、有利な起債を使いながら

ですね、やっていきたいと思っておりますので、合併特例債のあるうちに必要な事業ですね、余分な事業とか、そういったものは選択していかなければいけないと思いますが、事業としては進めていくべきものについては、進めていきたいと、そのように思います。また、償還等につきましても、担当課よりお答えをさせていただきます。

**北村博司議長**

堀財政課長。

**堀 秀俊財政課長**

ただいまの質問にお答えさせていただきます。まずですね、財政の状況と申しますか、今後の合併特例債と起債を借りて財政負担が重くなっていくのではないかと、それにあたってはですね、議員言われましたようにですね、算定替等が28年から切れてしまうと、5年間の間で段階的に交付税も厳しくなってくるだろうと、数億、そこらへんも交付税としては入らなくなってくるに必至ですね、特例債は有利な起債であるけれども、やはり、その償還もずっと借り続けられれば増えてくるだろうということであろうと思います。もちろんそうなんです、特に今年9億3,130万円につきましてもですね、特例債が多くなっておるわけなんです、内容的にはですね、学校の耐震等の事業とかですね、庁舎の建設等の土地の買い入れ事業ですとか、今年におきましてもですね、かなり大掛かりなと申しますか、特例債を使うべきして使うというような事業が固まっておることもありましてですね、膨らんでいるように思います。確かに特例債とはいへどですね、30%は純借金ということになりますので、それについては、できるだけ抑制をしていくということは必要なことだと思っております。前置きが長くなりましたが、返済につきましてもですね、15年返済で3年据え置きということと考えております。以上であります。

**北村博司議長**

松永君。

**17番 松永征也議員**

交付税で30%がくるということなんですけどもね、それはですね、まやかしもあると思うんです。というのは、30%はですね、何ですか、加算ならね、正味30%の負担で7割は交付税が入るわけやけど、加算じゃないわけですね。基準財政需要額に算入されるということですね。そうすると、基準財政需要額は人口が減ったり、いろいろな要素があって、通常減っておりますね。そのようなことで、いくら合併特例債を利用しても、交付税が今年も減っていますね。全然増えないわけですね。その辺もですね、考えていただかなければならないし、今の町長の

答弁ではですね、必要な事業があるのでといいますけども、財源があつてのことなんでね、ちょっといかがなものかと、十分ね、将来的な財政運営を、もう本当に5年後からはですね、交付税が減少されていくわけですね。そういうことを視野に入れてね、是非、一つ合併特例債を活用というか、使っていただきたいと思うんですが。

そしてね、この添付資料になりますけど、13ページですね、この現在高の表なんですけども、これにはですね、合併特例債は切り離して議会も町民もよくわかるように、いくら借入して、現在高いくらになっておるとか、ということがわかるようにすべきじゃないかと思うんですが、この点についていかがですか。

#### **北村博司議長**

財政課長。

#### **堀 秀俊財政課長**

ただいまの質問にお答えします。この添付資料といいますか、調書ですね。これ、様式はですね、定められておまして、それだけでお示しするような格好にはなっておりません。ただ、必要とあればですね、また、別様でですね、議決していただく予算書にということではなくてですね、資料はまたその都度ですね、お示しできると思います。また、用意はさせていただきたいとは思いますが。ちなみにですね、現在、特例債につきましてはですね、本年度借入分を含めまして、通常の事業分と基金を造成するための事業分を足しまして、16億2,890万円を借り入れております。できるだけですね、先ほども申し上げましたように、松永議員、おっしゃっておりますね、借りた7割につきましては、公債費ということで、交付税の基準財政需要額には反映されてきますが、それにしてもですね、やはり、この負担というのはどうしても出てきますので、そこは十分ですね、算定替もなくなるということも視野に入れてですね、財政運営のほうは、財政担当としても考えていきたいと思っております。以上です。

#### **北村博司議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

今、財政課からですね、お話させていただきましたように、返済につきましても計画的にやっておるところでございます。また、合併特例債とか、他の過疎債とかいう問題ではなしに、町としてはどういう事業を選択してやっていくか、町民に必要な事業をですね、選択しながらやっていくということでございますので、そういう中で合併特例債が戻ってくる率が、普通の

普通債から比べると随分高いので、そちらのほうを利用させていただいて、予算計上させていただいているというようなことでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

**北村博司議長**

松永君。

**17番 松永征也議員**

合併特例債は金額が大きいだけにね、適切な管理は必要であると思っております。この添付資料なんですけどね、私はある書籍を見ますと、このようなことを。区分はですね、歳出予算の款の順序で行うことが原則のようですが、地方債の額が大きく、かつ、重要な事業については、款の区分から離してもよいということがね、書かれておりますので、十分検討していただきたいと思います。ちょっとご答弁をいただいて終わります。

**北村博司議長**

財政課長。

**堀 秀俊財政課長**

そのことにつきましては、もう一度ですね、よく勉強をさせていただきましてですね、判断をさせていただきたいと思います。ただ、これに、ここへ入れなくてもですね、松永議員がおっしゃられた意味に通じるような書類というのはですね、常に用意するようには心がけておりますので、その点ご了解いただきたいと思います。以上であります。

**北村博司議長**

他にございますか。

( 発 言 す る 者 な し )

**北村博司議長**

以上で質疑を打ち切ります。

続いて、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

( 発 言 す る 者 な し )

**北村博司議長**

次に、原案に賛成者の発言を許します。

( 発 言 す る 者 な し )

**北村博司議長**

以上で討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第7 議案第58号については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 多 数 挙 手 )

**北村博司議長**

挙手多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

このあと選挙関係の検査があるようですので、昼抜きでやらせていただきました。ご協力ありがとうございました。

一つ、2日告示の任期満了選挙に出馬、立候補される方は是非、勝ち抜いて、再び議場でお目にかかることを期待いたしております。

---

**北村博司議長**

それでは、平成22年第3回紀北町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労様でございました。

(午後 0時 36分)

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成22年11月30日

紀北町議会議長 北村博司

紀北町議会議員 中津畑正量

紀北町議会議員 東 澄代